

1 第三者評価機関名

有限会社プログレ総合研究所

2 訪問調査実施日

令和 6年 1月 16日 ~ 17日

3 事業者情報

(1) 種別	児童相談所一時保護所	(2) 名称	群馬県中央児童相談所 一時保護所
(3) 代表者	所長 入澤 康行	(4) 定員	36
(5) 所在地	群馬県前橋市野中町360-1		
(6) H P	<a href="https://www.pref.gunma.jp/soshiki/53/">https://www.pref.gunma.jp/soshiki/53/</a>		

4 評価の総評

● 評価の高い点

一時保護所では、国が示す一時保護ガイドラインに基づき策定された「一時保護所業務手引き」に規定されている支援方法は勿論の事、一時保護が決定した子どもの年齢に応じて、口頭のほか文字や絵を使用したり、掲示物を創意工夫するなど、寄り添った支援が行われている。また、個別ケアが徹底されているため、感染症や体調不良の児童が入所した際、すでに入所している児童に体調不良が発生した場合には、職員室の近くにあるトイレ付きの居室を用意し、静かな環境で静養させるとともに、保護所内の感染症拡大が無いように最善の取組がおこなわれている。「子ども権利ノート」に記載されている内容はもとより、すべての一時保護所職員により、常に児童の権利擁護を意識した支援の取組がおこなわれている。

○ 改善に向けて取り組んでいる点

施設の老朽化が進み、子どもの生活に支障が出ていることなどが課題となっている。和式スタイルの便器などは、据置式の洋式便座を設置するなど、今の子どもの生活様式に合わせる工夫をおこなっている。また、幼児のおむつ交換場所などパーソナルな空間の設置や、空調設備の無い体育館などは、子どもの健康管理及び精神衛生上を考慮し、早期の改修が必要と考えられる為、改善に向けての取組が期待される。

5 事業者のコメント

2度目の第三者評価の受審でしたが、職員のうち大多数が初めて受審する状況であったため、事前説明会を複数回実施していただき、僅かであるが理解をして受審することができました。

各職員に自己評価をしてもらう中でも、職員自身が悩みつつ自己評価をしており、評価にばらつきが生じ、一時保護所としての統一の評価を決めるのはかなり難しさを感じました。これは、職員自身が自分たちの業務、行動を振り返ることに真摯に向き合い出した評価であると思われました。今後、業務を続ける中で、振り返り自己評価することは重要なことであると感じられました。

また、児童福祉司の関係している評価項目もあり、一時保護所だけで評価を決められない難しさを感じました。

受審の際は、評価者からの質問に答える形で行われましたが、当方の話を丁寧に聞き取りしていただき、率直な意見交換もできました。その中で当方の考え違いなどから評価が変更になったり、いろいろと気付く点もあり、今後の課題を発見できる貴重な機会となりました。

今回、評価していただいた点や課題等を真摯に受け止め、職員一同が業務の振り返りをして、考えを共有し、これからの一時保護所の運営等の改善を図るとともに、児童相談所全体として入所児童の処遇と権利擁護の更なる向上に努めていきたいと思っております。

6 第三者評価結果内容（項目毎）

[No.1] の評価 (s,a,b,c)		a
判断基準 (✓ 評価の視点・ポイント)		評価 (○,△,×)
1-1	子どもの権利について、子どもの年齢や理解に応じて、分かりやすく説明しているか	○
	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 子どもの権利を説明するツールを作成・活用している</li> <li>✓ 日常生活の中で伝える取組をしている</li> </ul>	
1-2	子どもの権利が侵害された時の相談先及びその方法を説明しているか	○
	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 職員や第三者に相談ができる具体的な相談先や方法を説明している</li> </ul>	
<p><u>その他工夫している点</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一時保護所では入所時全員に「子どもの権利ノート(一時保護所編)」を使用して、一時保護所の概要や、食事、勉強、身体の事や日常生活のルールなどを説明している。</li> <li>・文字が読めない児童には、口頭や絵で伝えるなど工夫しており、プレイルーム内に掲示している。</li> <li>・権利侵害された時の相談先は、生活の場にポスターが配置・掲示されており周知されている。</li> </ul>		

[No.2] の評価 (s,a,b,c)		a
判断基準 (✓ 評価の視点・ポイント)		評価 (○,△,×)
2-1	<p>子どもの意見・要望・苦情等が適切に表明されるような配慮を行っているか</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 子どもが意見等を表明してよいことを分かりやすく説明している</li> <li>✓ 子どもの意見等を積極的に把握する取組が行われている</li> <li>✓ 子どもが意見等を言いやくなるような工夫がされている</li> <li>✓ 子どもから、意見等が出されている</li> <li>✓ 子どもが自主的・主体的に提案したり、取組ができる仕組みがある</li> <li>✓ 苦情解決の体制が整備されている</li> </ul>	○
2-2	<p>子どもの意見を尊重して一時保護等の質の向上を図る取組が行われているか</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 子どもの意見等があった場合の対応方法が明確になっている</li> <li>✓ 実際に子どもの意見等が反映された事例がある</li> </ul>	○
<p><u>その他工夫している点</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・食堂には、鍵付きの意見箱が設置されており、自由に要望や苦情が寄せられており、回答も掲示され配慮ある対応がおこなわれている。</li> <li>・毎週月曜日に、第三者による「子供アドボカシー活動」がおこなわれ、個別相談ができる体制となっている他、一時保護所児童心理司による「お悩み相談(月1回)」を実施している。</li> </ul>		

[No.3] の評価 (s,a,b,c)		a
判断基準 (✓ 評価の視点・ポイント)		評価 (○,△,×)
3-1	一時保護の理由や目的、一時保護所での生活等について、子どもの年齢や理解に応じて分かりやすく説明し、理解を得ているか	○
	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 保護開始にあたり、一時保護の理由や目的を子どもに説明している</li> <li>✓ 一時保護の期間等について、できるだけ具体的な見通しを伝えている</li> <li>✓ 一時保護所での生活、注意事項を説明している（例、私物の取り扱いなどを丁寧に説明している、子ども同士で個人情報を交換しない等）</li> <li>✓ リーフレット等のツールを作成・活用している</li> <li>✓ 子どもにも分かる表現を用いて、具体的に説明をしている</li> </ul>	
3-2	不服申立ての方法等について、保護者に示しているか	○
	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 不服申立ての方法等について、保護者に説明している</li> <li>✓ 不服申立ての方法について記載した説明用のツールがある</li> </ul>	
<u>その他工夫している点</u> ・一時保護開始時に「子どもの権利ノート(一時保護所編)」で説明がおこなわれる他、幼児には口頭や絵を使用し理解できるように工夫している。 ・プレイルーム内には、一日の流れが掲示されており、幼児には時計を模した絵で理解できるよう工夫されている。		

[No.4] の評価 (s,a,b,c)		a
判断基準 (✓ 評価の視点・ポイント)		評価 (○,△,×)
4-1	保護期間中に、適宜子どもに対して、現状や見通しについて説明をしているか	○
	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 家族との調整状況等の現状について子どもに伝えている</li> <li>✓ 現状等を踏まえた一時保護の見通しについて子どもに伝えている</li> <li>✓ 子どもが理解できるよう、具体的に説明している</li> <li>✓ 保護を継続する場合には、改めて現状と見通しを伝えている</li> </ul>	
<p><u>その他工夫している点</u></p> <p>・一時保護所では、児童福祉司に対して、子供たちに見通しを伝えるように指導されており、幼児には口頭や絵を利用して理解できるよう工夫している。</p>		

[No.5] の評価 (s,a,b,c)		a
判断基準 (✓ 評価の視点・ポイント)		評価 (○,△,×)
5-1	一時保護の解除にあたっては、子どもの意向、意見や気持ちを十分に聞いているか ✓ 一時保護の解除にあたり、子どもの意向、意見や気持ちを確認している	○
5-2	子どもや保護者等の意見等を踏まえ、一時保護解除時期、解除後の生活等について十分に検討しているか ✓ 一時保護の解除にあたり、保護者等の意見等を確認している ✓ 子どもや保護者等の意見を踏まえ、一時保護の解除時期、解除後の生活等について検討している	○
5-3	一時保護解除について、伝える時期に十分に配慮しているか ✓ 子どもの状況に応じ、一時保護解除について伝える時期を判断している	○
5-4	一時保護解除の理由、解除後の生活等を十分に伝え、子どもが納得できるよう対応しているか ✓ 里親委託や施設入所等への移行の必要性を説明している	○
5-5	里親委託や施設入所等に移行する子どもには、新たな養育場所に関する情報提供、心のケア等を行っているか ✓ 移動先となる施設や里親との交流機会をつくっている ✓ 施設見学、事前面接、パンフレット等の提供が行われている	○
<p><u>その他工夫している点</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一時保護の解除にあたっては、児童福祉司または保護所の職員が児童・保護者に必ず聞き取りをおこなっており、十分に配慮されている。</li> <li>・里親制度は、児童福祉司が説明しているが、必要に応じて保護所の職員も再度説明している。</li> <li>・里親委託・施設入所に移行する児童には、面会や体験宿泊、施設への体験入所などをおこない、安心・納得して生活が始められるように配慮されている。</li> </ul>		

[No.6] の評価 (s,a,b,c)		a
判断基準 (✓ 評価の視点・ポイント)		評価 (○,△,×)
6-1	子どもが年齢に応じて SOS が出せるよう、エンパワメントを行っているか ✓ 幼保職員への SOS の出し方、児童相談所全国ダイヤルの使い方を練習させている	○
6-2	一時保護解除後も、相談や支援をしていくことを分かりやすく伝えているか ✓ 一時保護解除後の相談や支援について説明している ✓ 一時保護解除後の相談や支援について、子どもに説明・渡すためのツールがある	○
<p><u>その他工夫している点</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童相談所全国ダイヤル「189」のポスターやちらしを、プレイルームなどに掲示し、理解をすすめている。また、「子どもの権利ノート(一時保護所編)」には、性教育にも触れられており、年齢に応じてSOSが出せるよう指導がおこなわれている。</li> <li>・一時保護解除時には、援助方針に関するしおりが渡されており、解除後も支援を継続する事や、方法が明記されている。</li> </ul>		

[No.7] の評価 (s,a,b,c)		a
判断基準 (✓ 評価の視点・ポイント)		評価 (○,△,×)
7-1	外出、通学、通信、面会、行動等に関する制限は、子どもの安全の確保が図られ、かつ一時保護の目的が達成できる範囲で必要最小限となっているか	○
	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 外出、通学、通信、面会、行動等が最小限となるよう、十分に検討されている</li> <li>✓ 個別処遇を行う場合など、子どもの意に反した対応を行う場合には、保護所の職員だけでなく児童福祉司や児童心理司を含めて、その対応や期間等について検討を行っている</li> <li>✓ 個別処遇を行う場合には、むやみに長くならないよう適宜その必要性について検討を行っている</li> <li>✓ 子どもの身体の自由を直接的に拘束したり、鍵をかけた個室におくなどはしていない</li> </ul>	
7-2	外出、通学、通信、面会、行動等に関する制限を行う場合には、子どもの安全確保のため必要である旨を子どもや保護者に説明しているか	○
	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 子どもがその制限に不満や不服を言う場合には、なぜ必要なのかを時間をかけて納得が得られるように努めている</li> </ul>	
7-3	外出、通学、通信、面会、行動等に関する制限を行う場合には、理由や経過等に関する記録を留めているか	○
	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 制限を行っている場合には、その理由や経過等に関する記録がある</li> </ul>	
7-4	外出、通学、通信、面会、行動等の制限が不要な子どもについて、不要な制限がされないよう一時保護委託等を含めた十分な検討が行われているか	○
	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 制限等が不要な子どもについては、一時保護所での保護以外の選択肢を含めた検討が行われている</li> </ul>	
<p><u>その他工夫している点</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童福祉法及び国の「児童相談所運営指針について」で規定されているが、「一時保護ガイドライン」に基づき作成されている「一時保護所業務手引き(一時保護所編)」には、「外出、通信、面会、行動に関する制限」が詳細に記載されており、適切に説明・運用されている。</li> <li>・児童の状況によっては、受理・判定・援助方針会議で検討の上、対応している。</li> </ul>		



[No.8] の評価 (s,a,b,c)		a
判断基準 (✓ 評価の視点・ポイント)		評価 (○,△,×)
8-1	被措置児童等虐待があった場合に、すぐに職員に相談できること、児童相談所等に連絡ができることについて、あらかじめ子どもに説明しているか	○
	✓ しおり等に、どういう場合に、どこに相談・連絡したらよいか記載されている	
8-2	万一、子どもの権利が侵害される事態が生じたときの対応は適切に行われているか	○
	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 子どもの権利が侵害される事態が生じたときの対応は明確になっている</li> <li>✓ 子どもの心のケア等が行える体制が構築されている（職員配置、関係機関連携等）</li> <li>✓ 事例がある場合は、適切な対応が行われていた（心のケア、調査、再発防止策）</li> </ul>	
8-3	被措置児童等虐待の防止に努める取組等を行っているか	○
	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 職員研修等が実施されている</li> <li>✓ 虐待防止のための組織運営面での取組みが行われている</li> </ul>	
<u>その他工夫している点</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被措置児童等虐待については、「一時保護ガイドライン」に厳しく規定されているほか、「一時保護所業務手引き」にも虐待防止に関する取り決めが詳細に明記されており、職員に周知されている。</li> <li>・入職時、専門研修を通じ、「被措置児童等虐待」に関する教育も定期的におこなわれている。</li> <li>・被措置児童には、担当児童指導員に週1回の面会があり、適切なケアがおこなわれている。</li> </ul>		

[No.9] の評価 (s,a,b,c)		a
判断基準 (✓ 評価の視点・ポイント)		評価 (○,△,×)
9-1	子ども同士での権利侵害がある場合は、すぐに職員に相談することをあらかじめ伝えているか <input checked="" type="checkbox"/> しおり等に、どういう場合に、どう対応したらよいのかが記載されている	○
9-2	子ども同士での権利侵害がある場合に、すぐに対応できる体制を確保しているか <input checked="" type="checkbox"/> 子ども同士での権利侵害があった場合の対応が明確になっている	○
9-3	子ども同士での権利侵害など、子どもの健全な発達を阻害する事態の発生防止のための取組を行っているか <input checked="" type="checkbox"/> 職員研修等が実施されている <input checked="" type="checkbox"/> 子ども同士での権利侵害防止のための組織運営面での取組が行われている	○
<u>その他工夫している点</u> ・「子どもの権利ノート」にいじめ・暴力・けんかなどを禁止する旨が細かく記載されており、一時保護開始時に全員に説明されているほか、生活の場において掲示されている。発生時には、先生や担当職員に相談する事や、「意見箱」への投書、「お悩み相談」で個別相談できることも周知している。 ・意見箱への投書は、必要に応じ面談の機会を設け、子どもの意見を「承認」や「説明」している。 ・「パーソナルスペース」について掲示されており、未然に権利侵害を防止するなど工夫している。		

[No.10] の評価 (s,a,b,c)		a
判断基準 (✓評価の視点・ポイント)		評価 (○,△,×)
10-1	文化、慣習、宗教等による食習慣や日課の違いなどを尊重した対応をしているか	○
	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 特別な配慮を必要とするかの把握を行う仕組みがある</li> <li>✓ 特別な配慮を必要とする子供の受け入れについて、どのような対応を行うかが検討されている</li> <li>✓ 特別な配慮を必要とする子供を受け入れている場合には適切な対応が行われている</li> </ul>	
<p><u>その他工夫している点</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「一時保護所業務手引き」に宗教・文化などへの配慮や対応が明記されており、要望・希望を受け、適切に対応している。食習慣については、別メニューにて対応している。</li> <li>・2023年度より「児童相談システム」が導入され、「保護児童入所時調査記録」に目立つ習癖、身体的特徴、今までの生活の様子、健康、病歴、学習、保護者の希望、食べ物の好き嫌い、面談時の状況など基本情報の共有が迅速になり、日常から業務に活かされている。</li> </ul>		

[No.11] の評価 (s,a,b,c)		a
判断基準 (✓評価の視点・ポイント)		評価 (○,△,×)
11-1	性的なアイデンティティに配慮した対応をしているか	○
	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 性的なアイデンティティへの配慮を必要とする子どもの受入について、どのような対応を行うかが検討されている。(居室、トイレ、入浴、準備する衣類、他児との関係性)</li> <li>✓ 性的なアイデンティティへの配慮を必要とする子どもの受入している場合には、子どもの意向に沿った対応が行われている</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「一時保護所業務手引き」にLGBT等、性的志向または性自認に配慮が必要な子どもに関する対応が明記され、職員に周知されている。保護開始後に行動観察記録や連絡帳から判明することもある為、注意して対応している。</li> <li>・ 居室の位置、トイレ付き居室、入浴時の個浴など出来る限りの配慮がおこなわれている。</li> </ul>		

[No.12] の評価 (s,a,b,c)		a
判断基準 (✓評価の視点・ポイント)		評価 (○,△,×)
12-1	一時保護の受入れ可否を子どもの安全の視点で判断しているか	○
	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 子どもの状況を踏まえ、一時保護所以外での保護を行う選択肢を含めて、適切な保護の方法を検討している</li> <li>✓ 緊急保護後、一時保護所での保護がなじまない場合には、医療機関や他施設等への一時保護委託への変更を検討し、子どもに適した環境の確保に努めている</li> <li>✓ 保護を行ううえで、本人や他の子どもへの対応等において留意すべき事項が明確になっており、子どもの安全を確保するための必要な対策がとられている</li> </ul>	
12-2	子どもへの接し方、対応は適切であるか	○
	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ すべての子どもに対して、公平に接している</li> <li>✓ 子どもに対して、上から目線ではなく、水平目線で接している</li> <li>✓ 不適切な言葉づかいや態度をとっていない（威圧的、命令、横柄な対応、表情、しぐさ等）</li> <li>✓ 子どもの呼称には継承をつけている</li> <li>✓ 集団規律を一律に押し付ける等の管理のしやすさより、子どもの生活のしやすさ（自由な課程的な雰囲気）を大切にしている</li> <li>✓ 異性の職員が関わる際には、個室で2人にならない、適切な距離を保つなど、十分に配慮し対応している</li> </ul>	
12-3	子どもが安全感や安心感、信頼感を持てる保護や支援を行っているか	○
	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 子どもにとって安心できる距離で関わっている</li> <li>✓ 「子ども自身がここでは守られ安心できる」と感じられるよう配慮している（職員が常に見える場所にいる、いつでも子どもが職員に話しかけられる状態とする、適切に目配りする等）</li> <li>✓ 気持ちが不安定な子どもには、子どもが愛着を感じる、安心感につながるものを手元に置く等の配慮を行っている</li> </ul>	
12-4	全ての子どもが被害を受けている、コミュニケーションに問題がある可能性を考慮したケアが行えているか	○
	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 子どもの尊厳を大切にし、過酷な環境を生き抜いてきたことに対して共感的に理解している</li> <li>✓ 子どもの大人に対する怒りを受け止める対応を行っている</li> <li>✓ 子どもの気持ちに寄り添い、不安や怒り、悲しみについて、共感・受け止められたと実感出来るように傾聴している</li> </ul>	
12-5	プライバシーに配慮すべき場面では、適切な対応を行っているか	○
	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ プライバシーの配慮に関する職員研修等の取組が行われている</li> <li>✓ 子どものケアにおいて、プライバシーに配慮した対応が行われている。</li> </ul>	
<p><b>その他工夫している点</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「一時保護所業務手引き」に一時保護の基本方針が明記されており、「一時保護の目的」「一時保護の在り方」「一時保護の機能」について職員に周知されている。</li> <li>・職員には月1回「児童権利擁護自己評価シート」のアンケートを実施し、適切な支援の確認・指導がおこなわれている。</li> </ul>		

[No.13] の評価 (s,a,b,c)		a
判断基準 (✓評価の視点・ポイント)		評価 (○,△,×)
13-1 「あなたは大切な存在である」ことを言葉・行動でメッセージとして伝えているか		○
	<ul style="list-style-type: none"> <li>全体に対して伝えている</li> <li>個々の子どもに伝えている</li> </ul>	
13-2 表現の機会を多くつくり、それを受け止められる体験を通して、自己表現を促しているか		○
	<ul style="list-style-type: none"> <li>子どもが主体的に活動できる場面をつくっている</li> <li>子どもが自ら意見や要望等を伝え、それに応える機会をつくっている</li> </ul>	
<b>その他工夫している点</b> ・「一時保護所業務手引き」には「一時保護中のケア」について明記されており、「個別ケア」の項目には、「エンパワメントにつながるケア」として、自己評価や自尊感情を持ってない子どもに対して、「あなたは大切な存在」であることを言葉でも行動でもメッセージとして伝える努力を職員に求めており、職員はひたむきに実践している。 ・支援の場では、子どもの自己表現に対して「承認」や「褒める」ことを重視し、行動観察記録にも残し、情報共有している。		

[No.14] の評価 (s,a,b,c)		a
判断基準 (✓ 評価の視点・ポイント)		評価 (○,△,×)
14-1	子どもからの聞き取りにあたっては、子どもの人権等への配慮を十分に行っているか	○
	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 子どもからの生活歴の聞き取りを行うにあたっては、誰がいつ、どのように行うか等を検討したうえで実施している</li> <li>✓ 子どもからの聴取は、子どものペースを尊重した非誘導的な受け答え、自発的な話の聞き取りによって進められている</li> <li>✓ 警察からの事情聴取、現場検証等にあたっては、子どもの感情を代弁し、心の傷を広げないような配慮・依頼をしている</li> <li>✓ 聞き取りを行う職員が、必要な技法を習得している</li> <li>✓ 職員が聞き取りの技法を学ぶ機会を提供している</li> </ul>	
14-2	子どもから聞いた話を、職員間及び担当児童福祉司と共有することを説明しているか	○
	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 子どもから聞いた話を職員間及び担当児童福祉司と共有する場合には、その旨を子どもに説明している</li> </ul>	
<p><u>その他工夫している点</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「一時保護所業務手引き」に聞き取りに関する対応方法等が「子どもからの成育歴の聴取」として明記されており、職員に周知されている。</li> <li>・また、子どもからの聴取は、子どものペースを尊重した被誘導的な受け答え、自発的な話の聞き取りをする旨、明記されており合わせて周知されている。</li> <li>・一時保護所は、様々な研修プログラムを用意し、職員の面接技法の習得に尽力している。</li> </ul>		

[No.15] の評価 (s,a,b,c)		a
判断基準 (✓ 評価の視点・ポイント)		評価 (○,△,×)
15-1	子どもの保護ができる場が用意できているか <input checked="" type="checkbox"/> 定員を超えた受入れを行う場合、居室以外でも安全な場所で寝起きさせている	○
15-2	開放的環境における対応が可能となっているか <input checked="" type="checkbox"/> 一時保護所内での開放的環境が確保されている <input checked="" type="checkbox"/> 子どもの状況に応じ、一時保護委託等の検討が行われている	○
15-3	一時保護所の設備及び運営基準は、児童養護施設について定める設備運営基準を遵守しているか <input checked="" type="checkbox"/> 一人あたりの居室面積が基準以上となっている <input checked="" type="checkbox"/> 居室定員の上限を超えていない <input checked="" type="checkbox"/> 子どもの年齢に応じ、男子と女子の居室が分かれている	○
15-4	プライバシーに配慮した居室空間が提供されているか <input checked="" type="checkbox"/> 居室において、プライバシーへの配慮の工夫がされている	○
<u>その他工夫している点</u> ・児童福祉法施行規則第35条に則った居室、浴室、静養室やプレイルームなどが整備されている。 ・子どもの実情等に合わせ、居室を変更するなど出来る限りの対応がされている。 ・一時保護所は、男児、女児、幼児と別棟になっており、居室などプライバシーが確保されている。 ・プレイルームは採光が確保され、開放的な環境が整備されている。		



[No.16] の評価 (s,a,b,c)		a
判断基準 (✓ 評価の視点・ポイント)		評価 (○,△,×)
16-1	個別性が尊重される日課・ルール・環境となっているか	○
	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 子ども自身が自由に過ごし方を決められる時間や環境が確保されている</li> <li>✓ 保護所における生活上のルールは、子どもが安全かつ安心して過ごすために必要な最低限の内容となっており、子どもの個性が尊重されるよう検討されている</li> <li>✓ 私服の着用が難しい場合には、子どもが理解・納得するよう説明している</li> <li>✓ 頭髪の色を変えさせる場合には、子どもの同意を得ている</li> </ul>	
16-2	必要な子どもに対し、個室を提供できる環境があるか	○
	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ できるだけ個室で生活できるよう調整している</li> </ul>	
<p><u>その他工夫している点</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「一時保護ガイドライン」にある「保護の内容」には一時保護所における生活が細かく明記されており、職員は子どもの個性が尊重される日課・ルール・環境の整備に取り組んでいる。</li> <li>・個別ケアが必要な子どもに対して、必要に応じて静養室などの個室での提供をおこなっている。</li> </ul>		

[No.17] の評価 (s,a,b,c)		a
判断基準 (✓ 評価の視点・ポイント)		評価 (○,△,×)
17-1	安心して生活できる環境が確保されているか ✓ 外部からの視線に対する配慮が行われている	○
17-2	日常的に清掃等がされ、衛生的な環境が維持されているか ✓ 毎日清掃している ✓ 汚れが目立ったときに、美化に務めている ✓ 定期的に害虫駆除等の対策をしている ✓ 音、気温、湿度、におい等環境面の評価を定期的に行っている ✓ 不適切な点があった時に改善している	○
17-3	家庭的な環境となるような工夫がされているか ✓ 身体的にリラックスできる空間や設備がある ✓ みんなが集まるリビングがある	○
17-4	生活環境として必要な設備や什器備品等が整備されているか ✓ 生活環境として必要な設備や什器備品等が整備されている	○
17-5	必要な修繕等が行われているか ✓ 壁の破損、窓の破損など危険箇所がない ✓ 破損した場合、できるだけ早期に修繕できる体制・予算が確保されている	○
17-6	生活場面の中で、どんな外風景が見えるのか ✓ 閉塞感がない ✓ 植栽等を利用して景色に配慮している	○
<u>その他工夫している点</u> ・季節に応じて、野菜や、花を植栽し、それぞれの棟から見えるように工夫され開放的である。 ・プレイルームには、テレビの前に、ホットカーペットが用意され、皆が気軽に集まれるよう工夫している。		

[No.18] の評価 (s,a,b,c)		a
判断基準 (✓ 評価の視点・ポイント)		評価 (○,△,×)
18-1	管理者が一時保護所の管理・運営をリードするための環境が整っているか <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 管理者の役割と責任が明確になっている</li> <li>✓ 管理者の役割と責任が、職員に周知されている</li> <li>✓ 職員との信頼関係ができています</li> </ul>	○
18-2	管理者のリーダーシップのもとでの管理運営が行われているか <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 一時保護の受入可否の判断において、管理者としての役割が実行されている</li> <li>✓ リスクマネジメントの取組みにおいて、管理者としての役割が実行されている</li> </ul>	○
18-3	スーパーバイズができていますか <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 管理者が、相談支援担当と同程度以上の SV 研修を受けている</li> <li>✓ 管理者による SV が行われている</li> <li>✓ 管理者による SV を行う仕組みがある</li> </ul>	○
<u>その他工夫している点</u> ・「事務分掌表」に管理者の役割と責任が明記されており、職員に周知されている。 ・管理者は、各棟の担当職員と朝会、係会議、ミーティングを通して、児童相談所との情報を職員に共有しており、適切に運営をおこなっている。 ・日常の業務、会議の中で、必要に応じてスーパービジョンを展開し、支援の質の向上に取り組んでいる。		

[No.19] の評価 (s,a,b,c)		a
判断基準 (✓ 評価の視点・ポイント)		評価 (○,△,×)
19-1	受入をする子どもの人数、年齢、状況に応じた、必要な職員が配置されているか <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 児童養護施設について定める設備運営基準以上の職員配置がされている</li> <li>✓ 定員数等に応じた、職員数が確保されている</li> <li>✓ 保育士、看護師、心理療法担当職員、嘱託医などの専門職が配置されている</li> <li>✓ 各時間帯に必要な職員が配置されている</li> </ul>	○
<u>その他工夫している点</u> ・国の「児童相談所運営指針について」に則り、適性に人員配置がおこなわれているが、職員の休日や働きやすい環境を確保し、さらに質の高い支援を求め、現場では人員増員を求めている。 ・児童相談所には、虐待対応係として現職警察官が配置されており、急を要する場合の連携体制が確保されている。 ・児童相談所には、保健師が常駐の為、医療の処置が必要な場合に、随時相談が可能である。		

[No.20] の評価 (s,a,b,c)		a
判断基準 (✓ 評価の視点・ポイント)		評価 (○,△,×)
20-1	各職種の役割や権限、責任が明確になっているか	○
	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 直接処遇職員と間接処遇職員（調理員など）の役割が明確されている</li> <li>✓ 保健師・看護師の役割が明確にされている</li> <li>✓ 心理療法担当職員・学習支援員の役割が明確にされている</li> </ul>	
20-2	専門性を要する役割には、必要な能力等を有する職員が配置されているか	○
	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 職員は、子どもの抱えた課題と強みを総合的にアセスメントしていく能力、専門性をもっている</li> <li>✓ 子どもからの聴取を行う職員は、面接技法の研修等受けている</li> <li>✓ SV が可能な専門的知識と技術を有する職員が配置されている（経験としてケアワークと相談援助または心理支援の両方の経験、また専門的知識としては社会福祉士・臨床心理士の有資格者）</li> </ul>	
20-3	相談援助活動の一貫性を保つよう努めているか	○
	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 児童福祉司、児童心理司を含め、職員間での相談援助の内容について、情報共有を行うしくみがある</li> <li>✓ 適切にスーパービジョンがなされている</li> <li>✓ 相談援助と心理的アセスメント、ケアワークの情報共有が適切になされている</li> </ul>	
<p><u>その他工夫している点</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各職種の役割や責任及び権限は、事務分掌表に明記されており、全職員に周知されている。</li> <li>・学習支援員には、現職の教員を配置し、より効果の高い学習支援を実施している。</li> </ul>		

[No.21] の評価 (s,a,b,c)		a
判断基準		評価
21-1	個人情報が適切に取り扱われているか	○
	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 個人情報に関わる書類が放置されていない</li> <li>✓ 個人情報に関わる書類の作成中などに職員が離席する場合には、書類を隠すなどの配慮が行えている</li> <li>✓ 職員室内のホワイトボードに個人情報に記載している場合には、職員室の外から見えない場所に設置している</li> <li>✓ 個人情報に関わる書類は、日常的に鍵のかかる場所に保管されている</li> <li>✓ 個人情報の取り扱いに関するマニュアルがある。</li> </ul>	
21-2	情報の重要性や気密性を踏まえた管理を行っているか	○
	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 個人情報以外の重要性、機密性の高い情報について、職員が認識できている</li> <li>✓ 重要性、機密性の高い情報について個人情報と同様に必要な管理・配慮が行えている</li> </ul>	
21-3	書類や記録が適切に管理・更新されているか	○
	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 書類や記録が適切に管理されている</li> <li>✓ 書類や記録等は、必要に応じて適切に更新されている</li> </ul>	
21-4	子どもに関する情報について、外部機関と共有する必要がある場合には子ども保護者の同意を得ているか	○
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 子どもに関する情報を外部機関と共有する場合には、子どもや保護者の同意が得られている</li> </ul>	
21-5	情報管理に関する職員の理解・周知の取り組みを行っているか	○
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個人情報等の情報管理に関するマニュアル等が作成されている</li> <li>・ 個人情報等の情報管理について、職員研修等の取組みが実施されている</li> </ul>	
<p><u>その他工夫している点</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・群馬県個人情報保護事務取扱要綱により、子供の個人情報管理が徹底されている。</li> <li>・要綱は総務事務システムに掲示され、周知されている。</li> <li>・朝会などの情報共有の際に書面にて確認されるが、全てシュレッダーで処理されている。</li> <li>・2023年度より児童相談システムの導入により、セキュリティが強化されている。</li> </ul>		

[No.22] の評価 (s,a,b,c)		a
判断基準		評価
22-1	一時保護に従事するものとして、守るべき法・規範・倫理等を全職員が理解するための取組が行われているか <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児童福祉法の目的、子どもの権利条約等、ガイドラインの内容に即したテーマの研修等が実施されている</li> </ul>	○
22-2	職員の専門性の向上を図るための計画的な取組が行われているか <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画的な研修が行われている（単発での研修となっていない）</li> <li>・ 研修の計画は、養育・支援の質の向上のために設定した目標や事業計画との整合性がとられている</li> <li>・ 所内研修の他、派遣研修も実施されている（派遣研修のための予算が確保されている）</li> <li>・ 研修で現場を離れる職員がいてもシフトが回せるような体制がとられている</li> </ul>	○
22-3	職員一人ひとりの育成に向けた取組が実施されているか <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 職員ごとの目標設定や育成計画が策定されている</li> <li>・ 職員のレベルに応じた達成水準が定められている</li> <li>・ 個人ごとの「研修実績ファイル」がつくれ、研修歴がわかるようになっている</li> </ul>	○
22-4	職員間での指導・育成を行う仕組みがあるか <ul style="list-style-type: none"> <li>・ OJT を意識的に行っている</li> <li>・ 新任・転任者に重点的に OJT を行う職員を決めるなどの工夫がなされている</li> </ul>	○
<u>その他工夫している点</u> ・国の一時保護ガイドラインに則り、一時保護所業務手引きに守るべき法・規範・倫理等を明文化し全職員に配布・周知している。また、群馬県は2022年より県職員倫理規定を策定し周知を図っている。 ・一時保護所では、新入職員・既存職員とも年間研修計画が策定されており、計画的に実践されている。		

[No.23] の評価 (s,a,b,c)		a
判断基準 (✓ 評価の視点・ポイント)		評価 (○,△,×)
23-1	職員間での情報共有や引継等の仕組みがあるか	○
	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 申し送りや申し送りノートの活用など、日々の情報共有を行う仕組みがある</li> <li>✓ 職員間で情報共有するための、定期的な会議開催などの仕組みがある</li> <li>✓ 申し送りや会議などは、できるだけ多くの職員が参加できるよう、時間帯や所要時間などに配慮されている</li> </ul>	
23-2	職員間で共有・引継する情報の内容は適切か	○
	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 情報共有の仕組みにおいて、共有・引継する情報が明確になっている</li> <li>✓ 必要な情報が共有されている</li> </ul>	
<u>その他工夫している点</u> <p>・「一時保護所手引き」に「会議・連絡調整」が明記されており、朝会、係会議、係長会議などで関係各所の情報は共有されている。</p> <p>・パソコンでは連絡帳により出勤時、休憩時などに各職員が確認し、朝会では口頭で共有されている。また、各棟の情報共有では、紙面により共有されるが、終了後シュレッダーで処理されている。</p>		



[No.24] の評価 (s,a,b,c)		a
判断基準 (✓ 評価の視点・ポイント)		評価 (○,△,×)
24-1	一時保護所は、児童福祉司と密接な連携が保てる範囲に設置されているか	○
	✓ 一時保護所は、付設または一定範囲内に設置されている	
24-2	入退所時や入所中の調査、診断、支援等について、児童福祉司・児童心理司やその他の各部門と十分な連携を図っているか	○
	✓ 入退所時や入所中の調査、診断、支援等について、他各部門との情報共有を行う仕組みがある	
	✓ 追加確認等が必要な場合に、児童福祉司等に必要な情報を求められる仕組みがある	
<u>その他工夫している点</u> ・一時保護所は、児童相談所敷地内に付設されている。児童福祉司と密接に連携している。 ・受理・判定・援助方針会議には、一時保護所の次長、児童相談所の所長、次長の他、児童福祉司、児童心理司が参加し情報の共有が図られている他、児童相談システムの導入により迅速な情報共有がおこなわれている。		

[No.25] の評価 (s,a,b,c)		a
判断基準 (✓ 評価の視点・ポイント)		評価 (○,△,×)
25-1	適正な就業状況が確保されているか	○
	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 労務管理体制が構築されている</li> <li>✓ 時間外労働や休暇取得などが適切に行われている</li> </ul>	
25-2	職員が働きやすい職場環境づくりの取組みがなされているか	○
	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ メンタルヘルスに関する取組みが行われている</li> <li>✓ ハラスメントの防止策・対応策などの取組みが行われている</li> <li>✓ 希望があれば、職員が相談できる体制がある</li> </ul>	
<p><u>その他工夫している点</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・群馬県職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び規則に従い、就業状況は適性となっている。</li> <li>・新規職員には社外のメンターが手配されており、安心して就業できる体制が取られている。また、ワークライフバランスやメンタルヘルスに対応するため、年2回の上位職との面談の機会が設けられており、相談しやすい体制となっている。</li> </ul>		

[No.26] の評価 (s,a,b,c)		a
判断基準 (✓ 評価の視点・ポイント)		評価 (○,△,×)
26-1	必要な場面で、医療機関からの協力が得られているか	○
	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 子どもの健康管理において、医療機関が必要な場面でかかわっている</li> <li>✓ 治療的ケアを必要とする場合に、医療機関からの協力を得られている</li> </ul>	
26-2	子どもの状況に応じ、児童福祉司や生活支援担当者、児童心理司、医師などのチームケアを行える体制があるか	○
	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 医療的な面での支援等が必要な子どもについて、医療機関がかかわるチームケアの体制が構築されている</li> <li>✓ 必要性を感じた職員が必要なときに「提案」ができる仕組みがある</li> </ul>	
<p><u>その他工夫している点</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「一時保護所手引き」には「健康管理(通院)」の規定が明記されており、日常的な健康管理から、内科検診、通院などの多岐にわたり職員に周知されている。</li> <li>・子どもの体調不良時に医師の治療が必要な場合は、速やかに病院に連絡するとともに必要各所に連絡する体制が整備されている。</li> <li>・日常支援の中で通院の必要性を感じた場合には、個別支援会議で提案できる仕組みになっている。</li> </ul>		

[No.27] の評価 (s,a,b,c)		a
判断基準 (✓ 評価の視点・ポイント)		評価 (○,△,×)
27-1	警察署との連携が日頃から行われているか <input checked="" type="checkbox"/> 警察に協力を要請すべき場面や、連絡先等に関するマニュアルが整備されている <input checked="" type="checkbox"/> 無断外出発生時の警察との連携についての対応マニュアル等がある	○
27-2	警察の面接等にあたっては、子どもの成長・発達状況や心身の負担に十分に配慮するよう警察と十分に調整を行っているか <input checked="" type="checkbox"/> 面接等の要請があった場合には、子どもの状況に応じて面接を行う時間帯や環境の配慮などについて、警察、検察に必要な協力依頼を行っている	○
27-3	子どもに対し、警察が面接等を行う場合には、可能な限り協力しているか <input checked="" type="checkbox"/> 子どもが拒んだ場合に、子どものアドボケートを行っている	○
<b>その他工夫している点</b> ・管轄の前橋東警察署とは、密に連携をとっており、「一時保護所業務手引き」には緊急時、無断外出などが発覚した場合には、周辺捜索の上、15分を目途に通報するなどの規定が明記されている。また、児童相談所内には、現職の警察官が配置されており、緊密に連携がなされている。 ・2023年10月より、群馬県警少年サポートセンターが児童相談所内に設置されており、今後更なる連携が期待される。		

[No.28] の評価 (s,a,b,c)		a
判断基準 (✓ 評価の視点・ポイント)		評価 (○,△,×)
28-1	移行前に、子どもが安心感を持てるように配慮しているか	○
	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 移行する施設や里親との情報の共有が行われている</li> <li>✓ 子どもに対して、施設や里親に関する説明や情報提供を丁寧に行っている</li> <li>✓ 子どもと施設や里親との交流を深める、関係調整を図る機会を設けている</li> <li>✓ 子どもの意見や不安などを聞き、必要な支援を行っている</li> <li>✓ 移行後の児童福祉司や保護所のかかりについて説明している</li> </ul>	
<p><u>その他工夫している点</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子供に対する支援、情報は児童福祉司、児童心理司等と連携を図っている。</li> <li>・移行に関しての施設や里親への子どもの情報は、児童福祉司や児童心理司から提供され、必要に応じて一時保護所職員が付き添い、同席、同行することもある。</li> <li>・移行時には、児童相談所は、援助方針を文書で渡し、移行後も支援の継続を表明している。</li> </ul>		

[No.29] の評価 (s,a,b,c)		a
判断基準 (✓ 評価の視点・ポイント)		評価 (○,△,×)
29-1	必要な関係機関との連携を行う仕組みがあるか	○
	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 必要な関係機関との連携実績がある</li> <li>✓ 各関係機関との連携の内容や方法が明確になっている</li> <li>✓ その内容に基づき、連携が行われている</li> <li>✓ 一時保護所に対する理解が不十分な関係機関に対し、一時保護所に関する情報提供を積極的に行っている</li> </ul>	
29-2	関係機関とのネットワークを有効に活用できているか	○
	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 関係機関との間で、定期的な会議開催等の情報共有が行われている</li> <li>✓ 情報共有等においては、適切な手続きや範囲の中で行われている</li> </ul>	
<p><u>その他工夫している点</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一時保護所では、市町村要保護児童対策協議会を始め、市町村機関との連携が深く、情報共有した内容記録として残している。</li> <li>・学校、幼稚園、保育園、放課後デイサービス、訪問介護等の社会資源を活用する事で、一時保護が解除となる場合もあることから情報共有を適切におこなっている。</li> </ul>		

[No.30] の評価 (s,a,b,c)		a
判断基準 (✓ 評価の視点・ポイント)		評価 (○,△,×)
30-1	理念・基本方針が職員に周知されているか	○
	✓ 掲示や配布などにより、理念・基本方針の職員への周知が図られている	
30-2	一時保護の目的（安全確保・アセスメント）に即した理念・基本方針となっているか	○
	✓ 理念・基本方針が策定されている	
	✓ 理念・基本方針の内容は、一時保護の目的に合致したものとなっている	
<u>その他工夫している点</u> ・群馬県は、県職員の倫理規定があり、職員は規定に基づき職務を全うしている。 ・一時保護所は、国のガイドラインに則り、「一時保護所業務手引き」に支援方針が明記されている。 ・子どもの権利擁護の観点から、各マニュアルが整備されており、各職員に周知・徹底されている。		

[No.31] の評価 (s,a,b,c)		a
判断基準 (✓ 評価の視点・ポイント)		評価 (○,△,×)
31-1	事業計画が策定されているか <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 活動・行事などが組み込まれた事業計画が策定されている</li> <li>✓ 事業計画には、活動・行事以外にも、必要な事業内容が具体的に示されている</li> </ul>	○
31-2	事業計画に基づく取組みが実施されているか <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 事業計画に基づき、取組みが実施されている</li> </ul>	○
31-3	事業計画の策定と評価、見直しの仕組みがあるか <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 事業計画の策定と評価、見直しなどの手順が明確になっている</li> <li>✓ 目標の達成状況や事業計画の実施状況について評価を行っている</li> <li>✓ 評価を行いやすいよう、できる限り数量化を行うなどの工夫が行われている</li> </ul>	○
31-4	策定にあたって、児童の意向や職員の意見、地域の福祉ニーズ等を反映できる仕組みがあるか <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 事業計画に、児童の意向や職員の意見、地域の福祉ニーズ等を反映させるための仕組みがある</li> </ul>	○
<p><u>その他工夫している点</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業計画は月別に年間計画が策定されており、行事計画や避難訓練計画など地域の福祉ニーズを反映した計画や、会議体、職員の研修計画なども記載されている。</li> <li>・会議体では、検討・修正事項がある場合は職員より提案がおこなわれるなど見直しもおこなわれている。</li> </ul>		



[No.32] の評価 (s,a,b,c)		a
判断基準 (✓ 評価の視点・ポイント)		評価 (○,△,×)
32-1	閉鎖的環境での保護期間が必要最低限となるよう適切に判断する仕組みがあるか	○
	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 子どもの身体状況を把握するための健康診断が速やかに行われている</li> <li>✓ 必要に応じて、専門医の診察を受診させている</li> <li>✓ 緊急保護後、必要な調査等が速やかに行われている</li> <li>✓ 閉鎖的環境での保護期間が必要最低限となるよう、必要な検討・判断を行うための検討体制や視点、手続き等が明確になっている</li> <li>✓ 閉鎖的環境で生活させる際の手続きは公正に行われている</li> </ul>	
32-2	緊急保護を行うにあたり、子どもへの説明が行われているか	○
	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 子どもに対して必要な説明が行われている</li> <li>✓ 子どもに対して分かりやすく伝える工夫がされている</li> </ul>	
<p><u>その他工夫している点</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・定期健診、毎月の検便、急な体調不良などについては適切に専門医に受診している。</li> <li>・緊急保護については、8項目から成る「緊急保護判断シート」「一時保護に向けてのフローチャート」に基づき検討の上、緊急保護を実施している。</li> </ul>		

[No.33] の評価 (s,a,b,c)		a
判断基準 (✓ 評価の視点・ポイント)		評価 (○,△,×)
33-1	個々の子どもの状態にあわせて、生活全体の場面にて生活面のケアを行っているか	○
	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 子どもの状況に応じ、洗面、排せつ、食事、学習、遊び等、必要な生活面でのケアが行われている</li> <li>✓ 健康維持を第一に行っている（例、歯ブラシ、歯磨き粉、固形石鹸を使いまわさない）</li> <li>✓ 幼児に対する保育は、情緒の安定や基本的な生活習慣の習得に十分配慮している</li> <li>✓ 精神的に不安定な場合、心理的ケアが行われている</li> </ul>	
33-2	日課構成は適切か	○
	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 子どもの状況に応じた、日課が構成されている</li> <li>✓ 入浴の回数は適切である</li> <li>✓ 子どもが落ち着いて生活できるよう、日常の過ごし方や活動内容の工夫がされている</li> </ul>	
33-3	一時保護所での生活を通して、徐々に生活習慣が身につくよう支援しているか	○
	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 掃除や洗濯、配膳・下膳、食器を洗うなど、子どもができることは子ども自身がやれるように工夫されている</li> </ul>	
<u>その他工夫している点</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>・健康維持を第一に考え、歯ブラシ、歯磨き粉、コップなどにすべて名前が書いてあり、個人管理を実施し、使いまわしをしないようにしている。</li> <li>・日課については生活支援計画に「児童日課表」を明記し、就学児・未就学児・全児童など子どもの年齢に合わせた日課を作成し実施している。</li> <li>・生活習慣が身につくように、洗濯物を自分で干したり、布団を敷くや畳むなど自分たちでおこない、自立を目指している。</li> </ul>		

[No.34] の評価 (s,a,b,c)		a
判断基準 (✓ 評価の視点・ポイント)		評価 (○,△,×)
34-1	レクリエーションプログラム、自由に遊びのできる空間、読書や音楽鑑賞等を楽しむことのできる環境が提供されているか ✓ レクリエーションを実施するためのスペース、道具、設備等が整備されている	○
34-2	子どもの年齢を考慮の上、スポーツ活動及び室内遊戯等を計画し、子どもの希望に応じて参加させるよう配慮しているか ✓ 子どもの年齢や希望に応じ、子どもが選択できるような工夫が行われている ✓ 一時保護所内での実施可能な多様なプログラムが提供されている	○
34-3	必要に応じ、事故防止に留意しつつ、野外活動等を実施することにより、子どもの心身の安定化等に取り組んでいるか ✓ 野外活動等が行われている ✓ 野外活動等を行う場合に想定される事故等のリスクについて、その防止のための取組み・工夫が行われている	○
34-4	遊具や備品について、定期的に点検しているか ✓ 遊具や備品について、定期的な点検を行い、必要な修繕等を行っている	○
<p><u>その他工夫している点</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・プレイルームやグラウンド、体育館など、レクリエーションを実施する設備が整備されている。</li> <li>・プレイルームには、DVD鑑賞や読書、折り紙などの紙工作などができるスペースが用意されている。グラウンドや体育館では、バドミントンや卓球、サッカーなどスポーツ活動をおこない、子どもの心身の安定化に取り組んでいる。</li> <li>・児童日課表に就学児・未就学児の日課を示し、レクリエーションなどのプログラムを実施している。</li> <li>・遊具や備品等は毎月1回職員が安全点検チェックシートを用いて実施している。また年1回専門業者による各箇所の点検を定期的実施し、必要に応じて修繕等を実施している。</li> </ul>		

[No.35] の評価 (s,a,b,c)		a
判断基準 (✓ 評価の視点・ポイント)		評価 (○,△,×)
35-1	1日3食の食事が提供されているか	○
<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 1日3食の食事が、適切な時間に提供されている</li> <li>✓ 一定期間の予定献立が作成されている</li> <li>✓ 栄養バランスに配慮された食事が提供されている</li> <li>✓ 嫌いなものも食べられるように、適切な支援をしている</li> <li>✓ 食事時間が、最低30分は確保されている</li> <li>✓ 定時に食事ができなかった子どもに対して、適切に食事が提供されている</li> </ul>		
35-2	食事の安全・衛生が確保されているか	○
<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 食材の検収・保管が適切に行われている</li> <li>✓ 調理時の衛生管理が徹底されている</li> <li>✓ 厨房等の調理スペースは、衛生に保たれている</li> <li>✓ 食器等の洗浄、消毒、保管等の衛生管理が適切に行われている</li> <li>✓ 調理員等は、日常の健康管理に十分配慮するとともに、毎月定期的に検便を実施している</li> <li>✓ 職員等による検食が適切なタイミングで行われている</li> </ul>		
35-3	食事アレルギーや個々の子どもの状態等に配慮した食事が提供されているか	○
<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ アレルギー対応食などの特別食の誤配膳の予防策がとられている</li> <li>✓ アセスメントができていない子どもがいることを想定した、食事アレルギー等への対応に配慮している</li> <li>✓ 宗教上の理由で食べられない食品への配慮が行われている</li> <li>✓ 子どもの年齢、体格等に応じた食事量の調整を適切に行っている</li> <li>✓ 体調不良の子どもに対して、個別に配慮した食事が提供されている</li> </ul>		
35-4	おいしく食事をするための配慮がなされているか	○
<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 食事の種類に応じてそれぞれが適温で提供されている</li> <li>✓ 子どもの嗜好調査等を行われ、子どもの嗜好等の配慮した食事が提供されている</li> <li>✓ 適切な仕様の食器が選択されている</li> <li>✓ 食事のときのテーブルの高さ、椅子の高さに配慮されている</li> <li>✓ 食堂から見えるものへの配慮がされている</li> </ul>		
35-5	子どもが食事を楽しめるための工夫がなされているか	○
<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 明るく楽しい雰囲気となるよう配慮されている</li> <li>✓ 食材の彩りや盛り付けなど、見た目の工夫がされている</li> <li>✓ ただ食事をするだけにならないよう、食育等の取組みがされている</li> </ul>		
<p><u>その他工夫している点</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・栄養士が配置され、献立を作成し栄養バランスに配慮された食事が提供されている。</li> <li>・調理等は専門業者に委託され、「児童一時保護所等調理業務委託仕様書」に基づき、食材の検収・保管、衛生管理をおこない、検便を定期的実施している。</li> <li>・アレルギーなど個々の子どもの状態等に合わせ、代替の食事の提供をおこなっている。</li> <li>・職員による毎食時食事支援の為、教食者を配置している。また検食は3棟の中から1名がおこない検食簿への記録が徹底されている。</li> <li>・アンケートを毎月実施し、毎月実施する給食会議にメニュー・量・味などの意見や要望等を反映させている。</li> <li>・自家菜園で大根、とうもろこし、きゅうりなど栽培して、食物の大切さを学び、おやつや調理実習に使用している。</li> </ul>		

[No.36] の評価 (s,a,b,c)		a
判断基準 (✓ 評価の視点・ポイント)		評価 (○,△,×)
36-1	衣服の清潔は保たれているか ✓ 洗濯の回数・方法が適切である	○
36-2	衣習慣が身に付くように支援しているか ✓ 気候にあわせた衣服を着用するよう指導している ✓ 子どもの年齢や発達段階に応じた、衣服類の管理のための指導を行っている	○
36-3	発達段階や好みにあわせて子ども自身が選択できるようにしているか ✓ 私服を着用できるようにしている ✓ 貸与の場合には、複数の服を提示し、好みのほうを選んでもらえるようにしている	○
36-4	必要な場合に、適切な衣服を貸与できるか ✓ 肌着を使い回していない（下着は新品を使用） ✓ 気候にあわせた衣服を貸与している ✓ 古びた衣服、穴のあいた衣服を貸与していない ✓ 破損したりした場合、繕ったり交換している	○
<u>その他工夫している点</u> ・子どもの権利ノートに衣類に関する情報を掲載し、着衣が可能な種類を示している。 ・学齢児は自分で洗濯用ネットに入れて洗濯機に入れる。洗濯が終わると職員が各自に渡し、自分で干している。 ・衣習慣が身に付くよう、年齢に応じて支援を実施している。破損等の場合には、一時保護所に保管している衣類を貸与している。また、保管している衣類が古びたり、破損等した場合には、新しく買いそろえている。		

[No.37] の評価 (s,a,b,c)		S
判断基準 (✓ 評価の視点・ポイント)		評価 (○,△,×)
37-1	就寝・起床時刻は適切か	○
	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 発達段階に応じた睡眠時間が確保されている</li> <li>✓ 職員側の都合で睡眠時間が設定されていない（中学生等に度を越えた長い睡眠時間、年長幼児へ午睡の強要）</li> </ul>	
37-2	睡眠環境は適切か	○
	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 就寝時の空調温度が適切に設定されている</li> <li>✓ 清潔な寝具、季節に応じた適切な寝具が提供されている</li> <li>✓ 特別な配慮が必要な場合に添い寝等の対応をしている</li> </ul>	
<p><u>その他工夫している点</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童日課票に基づき、子どもの年齢に応じて就寝・起床時間を決め支援実践している。</li> <li>・睡眠の様子を児童観察記録票に記録している。</li> <li>・空調は、居室に設置されており、温度設定は個々で設定が可能になっている。</li> <li>・生活支援（一日の流れの中で）の表の「曜日別布団干し一覧」をもとに、週1回の布団干し・布団乾燥・シーツ及びカバー等の交換・パジャマを含め洗濯を実施している。</li> </ul>		

[No.38] の評価 (s,a,b,c)		S
判断基準 (✓ 評価の視点・ポイント)		評価 (○,△,×)
38-1	子どもの健康状態が把握されているか	○
	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 日々の子どもの健康状態を把握し、記録している</li> <li>✓ 子どもの健康状態がよくない場合には、子どもの状態について具体的に記録している</li> <li>✓ 医師、保健師、看護師との十分な連携を図り、子どもの健康管理に配慮する仕組みがある</li> </ul>	
38-2	子どもの健康状態により、必要に応じて診察や処置を行っているか	○
	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 必要に応じて健康診査を受けさせている</li> <li>✓ 体調不良やケガ等が発生した場合の対応方法が明確になっている</li> <li>✓ 応急の医薬品等が備え付けられている</li> <li>✓ 診療科目ごとに受診する医療機関がリストアップされている</li> <li>✓ 診療に必要な「受診券」が準備されている</li> <li>✓ 診療に連れて行く職員が確保できる体制になっている</li> </ul>	
<p><u>その他工夫している点</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一時保護所業務手引きの生活支援計画に健康管理を明文化し、健康の管理について十分留意し、必要に応じて囑託医と連携を図ることとしている。</li> <li>・健康管理の項目を設け、日常的な健康管理・内科検診・通院・感染予防が明記され、支援に繋げている。</li> <li>・健康診断票、幼児棟には排便表が整備され、日常生活における健康管理体制が整っている。</li> <li>・服薬が必要な児童については、服薬ボードで管理し、個別の服薬確認チェック表でダブルチェックをおこない間違えないようにしている。</li> </ul>		

[No.39] の評価 (s,a,b,c)		a
判断基準 (✓ 評価の視点・ポイント)		評価 (○,△,×)
39-1	子どもの状況や特性、学力に配慮した教育・学習支援を行っているか	○
	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 子どもの学習時間が確保されている</li> <li>✓ 子どもの希望に応じ、学習時間以外でも学習できる環境を確保している</li> <li>✓ 学力査定を行い、子どもの学力や得意・不得意を把握している</li> <li>✓ 一人ひとりの子どもの学力等に応じた学習支援を行っている</li> <li>✓ 学習耐性のない子ども、精神的に不安定な子ども、基礎的な学力が身につけていない子どもには、学ぶことの楽しさや達成感などを味わうことで学習意欲を高めるための創意工夫した学習を行っている</li> </ul>	
39-2	在籍校との連携が図られているか	○
	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 保護所での学習内容や教材について、在籍校と協議している</li> <li>✓ 教材などを在籍校から提供してもらっている</li> <li>✓ 在籍校の教職員が定期的に保護所に来訪している</li> </ul>	
39-3	通学が可能な子どもへの対応について、通学機会の確保に努めているか	○
	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 保護期間が長期化する子どもについて、一時保護委託等を含めて通学機会を確保するための十分な検討を行っている</li> <li>✓ 受験期や学校行事への参加など、子どもの希望や状況に応じて通学機会の確保に努めている</li> <li>✓ 通学させる場合には、子どもの安全に十分に配慮している</li> </ul>	
<p><u>その他工夫している点</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学習支援計画が明文化されており、子どもの学年に応じて各校時毎に科目が明記され、それに従い学習支援が実施されている。また、他国籍の子どもについては、日本語と母国語を対比した形で言葉の意味が実感できるよう個別性をもって学習支援をおこなっている。</li> <li>・現職の教員が配置され、学力向上、達成感などに繋がるよう学習支援計画のもと対応を図っている。</li> <li>・在籍校の定期テストなどについて、一時保護所で内でも実施できるように、在籍校の教職員が教材やプリントを持参してもらい同じ内容で学習をすすめている。</li> <li>・面接等、必要に応じて在籍校の教員が来所して進学などについても相談をおこなっている。</li> <li>・高校生で通学が可能な場合には、一度職員が同行して登校を実施し、その後通学をするという支援も実施している。</li> </ul>		



[No.40] の評価 (s,a,b,c)		a
判断基準 (✓ 評価の視点・ポイント)		評価 (○,△,×)
40-1	発達の個人差、生活環境の差異、経験の差異を考慮した保育が行われているか  ✓ 必要な支援を行う体制が確保されている ✓ 必要な保育が提供されている ✓ 子どもの年齢や発達段階に応じて提供できる保育メニューや遊びの内容等の工夫が行われている ✓ 子どもの年齢や発達段階に応じて、必要な注意や配慮が行われている	○
<u>その他工夫している点</u> ・一時保護所業務手引きに保育所保育指針に基づき、保育計画・保育に関する申し合わせ事項を明文化し、周知を図り、支援を実施している。 ・年間計画に、2・3歳児前期・後期、4歳前期・後期、5・6歳前期・後期を明文化し、指導内容の視点や環境構成の要点などが示され、保育に活かされている。 ・月毎のテーマ・製作・指導する1年間の歌を設け、それに従い保育を実施している。 ・子どもの様子等は、導入された「児童相談システム」の行動記録表に記録し整備をしている。 ・ご褒美スタンプ・シールを活用し、子ども一人ひとりの発達段階に応じて頑張ったことやできたことを認めるツールとして活用している。		

[No.41] の評価 (s,a,b,c)		a
判断基準 (✓ 評価の視点・ポイント)		評価 (○,△,×)
41-1	子どもの年齢に応じ、家族に対する支援や対応に関して説明を行っているか	○
	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 子どもの年齢や状況に応じ、家族や家族に対する支援や対応に関する情報を提供している</li> <li>✓ 子どもへの情報提供にあたり、説明する内容やタイミング、誰から説明するかなどについて、子どもの状況を踏まえて十分に検討している</li> <li>✓ 面会等を制限している場合には、子どもに対してその説明がしっかりと行われている</li> </ul>	
41-2	子どもに対して行った情報提供や説明の内容について、関係者間で共有されているか	○
	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 子どもに対して行った情報提供や説明の内容について、児童福祉司、児童心理司、保護所職員間で迅速に共有されている</li> <li>✓ 説明後の子どもの様子についても、関係者間で共有されている</li> </ul>	
41-3	家族との面会等は、子どもの安全と安心、子どもの意志や気持ちを踏まえ総合的に判断されているか	○
	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 一番近くで生活をともにしている大人としての権利主張の代弁が尊重されている</li> <li>✓ 子どもの意見を十分に聴取し、拒否してもよいことを伝えている</li> </ul>	
<p><u>その他工夫している点</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一時保護所業務手引きに「面会・電話対応」が明文化されている。</li> <li>・子どもの人権に配慮した個別の対応をすることとなっている。面接などを制限している幼児や理解度の低い子どもには、口頭のほか文字や絵で説明をおこなっている。</li> <li>・2023年度より児童相談システムの導入により、子どもに対しておこなった情報提供や内容について、児童福祉司、児童心理司、保護所職員間で迅速に情報の共有がされている。</li> <li>・面会は、担当児童福祉司の指示のもとに対応する。</li> <li>・電話対応は、担当児童福祉司が対応の上、子どもの情報については親権者以外には親権者の許可がないと一切答えられないこととなっている。</li> <li>・面接後、子どもの様子に変化があった場合は、児童指導員が心理的ケアをおこない、行動記録に記載している。</li> </ul>		

[No.42] の評価 (s,a,b,c)		a
判断基準 (✓ 評価の視点・ポイント)		評価 (○,△,×)
42-1	受入時には、多職種によるカンファレンスを行っているか ✓ 性的問題行動の内容と背景要因を理解したうえで、一時保護期間中の支援・対処方法を検討している	○
42-2	子どもの問題に応じた性教育などの支援を行っているか ✓ 異性からの性加害を受けた子どもに対しては、できるだけ同性の職員が対応する等の配慮を行っている ✓ 具体的な身体的部位の名称や役割、ルールや人との距離感などを教えている	○
42-3	一時保護所の子どもの中で、性的問題行動が起きた場合には、適切な対処が行われているか ✓ 他の子どもたちと分離している ✓ 分離できる設備と職員体制が確保されている ✓ 教育・指導を改めて行っている ✓ 他の子どもと合流する際には、他の子どもとの関係性を評価している ✓ 必要に応じて、医療機関を受診させている	○
42-4	P T S D症状、訴えがみられた場合は、迅速に児童心理司、医師に報告し、適切な対応を行っているか ✓ 警察等の面接が行われた後に、丁寧なケア、フォローを行っている	○
<p>その他工夫している点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一時保護所業務手引きに「特別な配慮が必要な子どもへのケア」が明文化され、性被害を受けた子ども、性的問題への対応が示されている。</li> <li>・受け入れ時には児童福祉司・児童心理司・一時保護所受入棟の担当職員で打ち合わせをした上で入所になっている。また、入所後同性の職員を配置し、1か月以内に指導心理司によるプライベートゾーンの説明をおこなっている。</li> <li>・児童の権利ノートを活用して、プライベートゾーンを示し、子どもへ説明をしている。</li> <li>・2023年度より「一時保育所における性的問題対応マニュアル」を新設し、一時保護期間中の性的問題行動の抑制と問題行動発覚時の対応を職員に徹底している。</li> <li>・日中及び夜間を通じて、必要時には通院対応を図っている。</li> </ul>		

[No.43] の評価 (s,a,b,c)		a
判断基準 (✓ 評価の視点・ポイント)		評価 (○,△,×)
43-1	<p>他害や自傷行為等の逸脱行為がある又は行う可能性のある場合には、その背景のアセスメントを実施しているか</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 受入時に他害や自傷行為を行う可能性が把握されている</li> <li>✓ 心理的状況や他害、自傷行為につながる行動を止める方法について、児童福祉司や多職種とともにアセスメントを行い、対応についての方針が検討されている</li> <li>✓ 心理的状況や他害、自傷行為につながる行動を止める方法について、子どもと一緒に考えている</li> </ul>	○
43-2	<p>アセスメントに基づく対応方針に応じたケアが行われているか</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 心理的ケアを行う等により、安定した生活を送れるよう配慮している</li> <li>✓ 保護期間中、必要な子どもには十分な医学的アドバイスを受けている</li> </ul>	○
43-3	<p>他害等の逸脱行動があった場合の対応が明確になっているか</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 緊急時に必要な応援体制が確保されている</li> <li>✓ 緊急時には 110 番することが職員に周知されている</li> <li>✓ 他害等、暴言・暴力に対する基本姿勢や対応が明確になっており、職員全体で共有できている</li> <li>✓ 子どもがなぜ暴言、暴力をしなければならぬところまで追いつめられたのか、その気持ちを理解しようという視点で、本人への対応がなされている</li> <li>✓ 他の子どもとの関係にも十分に配慮した対応が行われている</li> </ul>	○
<p><u>その他工夫している点</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一時保護所業務手引きに「特別な状況へのケア」を明文化し、他害・自傷行為に関する支援の在り方が示されている。受け入れ時にチェックシートに他害や自傷行為の可能性について特記事項に記載し、児童相談システムで多職種と情報共有をおこなっている。</li> <li>・日頃から子どもとのやりとりや週 1 回の面談、アンケートを通し、子どもとの信頼関係の構築を日々実施し、他害・自傷につながらないような見守りが実施されている。</li> <li>・暴力行為が発生した場合「暴力行為等対応マニュアル」に基づき、対応ができる体制となっている。また手引きに明文化されている「緊急時の対応」にも暴力行為への対応が記載され、緊急対応ができる体制となっている。</li> </ul>		

[No.44] の評価 (s,a,b,c)		a
判断基準 (✓ 評価の視点・ポイント)		評価 (○,△,×)
44-1	無断外出を行う又は行う可能性のある場合には、その背景のアセスメントを実施しているか <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 受入時に無断外出を行う可能性が把握されている</li> <li>✓ 心理的状況や無断外出を止める方法、児童福祉司や多職種とともにアセスメントを行い、対応についての方針が検討されている</li> <li>✓ 心理的状況や無断外出を止める方法について、子どもと一緒に考えている</li> </ul>	○
44-2	無断外出が発生した場合に、その子どもに対して適切な対応を行っているか <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 無断外出した子どもを温かく迎え入れ、子どもからの説明にじっくりと傾聴し、子どもが無断外出をした理由、その想いや気持ちを十分に理解し、受け止めている</li> <li>✓ 無断外出後には、安全確認（危険物などの持ち込みがないか、負傷していないか）や、行動確認（自傷、他害、窃盗などをしていないか）を行っている</li> <li>✓ 無断外出した子どもに、作業や運動などを罰として科すなどの対応をしていない</li> <li>✓ 無断外出を繰り返す子どもであっても、鍵のかかった部屋にいられておく、その他外出できないようにする等、子どもを拘束することをしていない</li> </ul>	○
44-3	無断外出があった場合には、その子ども以外に対しても適切な対応を行っているか <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 無断外出があった場合には、保護者その他関係者に連絡している</li> <li>✓ 無断外出が発生した場合には、その影響を受けている子どもたちへの配慮も行われている</li> </ul>	○
<u>その他工夫している点</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>・受け入れ時にチェックシートに無断外出等の特記事項に記載し、児童相談システムで多職種と情報共有をおこなっている。</li> <li>・一時保護所業務手引きに「緊急時の対応」が明文化され、無断外出が発生した場合の対応を徹底している。警察とも連携しており、無断外出が発生した時点で警察に通報し、協力を得ることになっている。</li> <li>・保護期間中に無断外出があった場合、「無断外出児童対応マニュアル」を基に、未然防止と無断外出発生時の対応法、無断外出から戻ってきた時の対応法等が明記され、それに従い支援を実施している。</li> <li>・無断外出から戻ってきた場合には、無断外出児童再保護後の個別支援プログラムを作成し、対応を図ることとなっている。単に個別支援を実施するのではなく、何故無断外出に至ったのか等をじっくりと傾聴し、様々な感情を受け止めるよう支援が考えられている。</li> <li>・外部から持ち込まれるものがあると考えられるため、持ち物チェックを慎重に実施し、着衣以外の所持品は全て預かり管理する。</li> </ul>		

[No.45] の評価 (s,a,b,c)		a
判断基準 (✓ 評価の視点・ポイント)		評価 (○,△,×)
45-1	一定の重大事件に係る触法少年と思料される子どもの一時保護にあたっては、必要な手続き、支援体制の確保が行われているか	○
	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 各種調査・診断を経たうえで、支援内容が決定されている</li> <li>✓ 事件の内容や、子どもの状況に応じて、必要な専門家のチームによるバックアップ体制がある</li> </ul>	
45-2	重大事件に係る触法少年の一時保護に適切な居室が確保されているか	○
	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 他児の生活スペースから分離されている</li> <li>✓ 刺激が少ない場所にある</li> </ul>	
45-3	重大事件の場合には、他児との関係に関する配慮を行っているか	○
	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 重大事件の場合に、他児に与える影響等の検討が行われている</li> <li>✓ 他児に与える影響等を踏まえた対応が行われている</li> </ul>	
<p><u>その他工夫している点</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一時保護所業務手引きに「重大事件を起こした触法少年に係る一時保護等体制基本方針」が明文化されている。</li> <li>・他の児童の生活スペースから離れた場所に「重大事件対応棟」が整備されている。トイレ、シャワーブース、付き添い職員用の仮眠室が設置され、個別対応を図る仕組みとなっている。</li> <li>・付き添い・支援は一時保護所及び児童相談所の連携で、職員複数体制で実施をする。</li> </ul>		

[No.46] の評価 (s,a,b,c)		a
判断基準 (✓ 評価の視点・ポイント)		評価 (○,△,×)
46-1	身近な親族が亡くなったことを適切な時期に適切な方法で伝えているか ✓ 亡くなった理由や子どもの状況に応じて、専門家のバックアップチームによる対応を行っている	○
46-2	葬儀等に参加させているか ✓ 子どもの状況等に応じ、葬儀等に参加できるよう努めている	○
46-3	必要によりグリーフケアやモーニングワークを行っているか ✓ 子どもの状況に応じ、グリーフケアやモーニングワークの取組みを行っている	○
<p><u>その他工夫している点</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一時保護所業務手引きに「一時保護中の子どもに対する支援方針について」が明文化されている。</li> <li>・一時保護された子どもの不安・怒り・悲しみを受け止める安心できるケアが示されており、保護者の疾病・死亡・行方不明など一時保護に至る背景の様々な理由をアセスメントし、個別の支援を実施していく。</li> <li>・身近な親族がなくなった場合には児童福祉司・児童心理司と連携し、チームによる個別支援を実施する。同じ言葉を使用して説明をしている。</li> <li>・葬儀等には参加できるよう調整している。</li> <li>・グリーフケア・モーニングケア等の実施は、担当の児童福祉司と児童心理司がおこない、行動記録票に記録をしている。</li> </ul>		

[No.47] の評価 (s,a,b,c)		a
判断基準 (✓ 評価の視点・ポイント)		評価 (○,△,×)
47-1	<p>受入を行った場合に、必要な支援が行える環境・体制があるか</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 被虐待児であることや、子どもの心身の状況等に関する把握が行えている</li> <li>✓ 子どもの心身の状況等について、早期かつ的確な評価が行われており、一時保護期間中の支援上の配慮等の方針が検討されている</li> <li>✓ 必要なケアを行うための専門職を含めたチームケアの体制がある</li> </ul>	○
47-2	<p>受入を行った場合には、対応方針に応じたケアが行われているか</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 心理的ケアを行う等により、安定した生活を送れるよう配慮している</li> <li>✓ 保護期間中、必要な子どもには十分な医学的アドバイスを受けている</li> <li>✓ 保護期間中、必要な子どもに治療的なケアを行っている</li> </ul>	○
<p><u>その他工夫している点</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一時保護所業務手引きに「虐待を受けた子どもへの対応への留意点」が明文化されている。受入れ前に、事前カンファレンスをおこない児童福祉司、児童心理司、一時保護職員と連携し情報共有をおこなっている。</li> <li>・生活の様子を必要に応じて児童福祉司・児童心理司とカンファレンスを持ち、個別支援の在り方を協議している。</li> <li>・幼児については、必要に応じて職員が病院に出向き、医師、看護師と連携をおこない子どもの身体的ケアの情報共有をおこなっている。</li> <li>・子どもに寄り添い、コミュニケーションを実施していくことでこれまでに頑張ったことなどを傾聴し、必要に応じてスキンシップ等を通し感情等を受け止めていく支援が実施されている。</li> </ul>		



[No.48] の評価 (s,a,b,c)		a
判断基準 (✓ 評価の視点・ポイント)		評価 (○,△,×)
48-1	<p>受入を行った場合に、必要な支援が行える環境・体制があるか</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 子どもの障害の状況等に関する把握が行えている</li> <li>✓ 子どもの障害の状況等について、早期かつ的確な評価が行われており、一時保護期間中の支援上の配慮等の方針が検討されている</li> <li>✓ 身体障害を有する子どもの受入を行うにあたり、バリアフリーや設備などのハード面での環境整備や工夫が行われている</li> <li>✓ 身体障害や知的障害を有する子どもの受入を行うにあたり、介助を含んだ生活支援が行える体制がある</li> <li>✓ 発達障害を有する子どもの受入を行うにあたり、刺激のコントロールが行える環境や体制がある</li> <li>✓ 必要なケアを行うための専門職を含めたチームケアの体制がある</li> <li>✓ 受入可否の判断基準と対応が明確になっている</li> </ul>	○
48-2	<p>受入を行った場合には、対応方針に応じたケアが行われているか</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 心理的ケアを行う等により、安定した生活を送れるよう配慮している</li> <li>✓ 保護期間中、必要な子どもには十分な医学的アドバイスを受けている</li> <li>✓ 保護期間中、必要な子どもに治療的なケアを行っている</li> <li>✓ 個別の日課や支援計画に、定期的な通院、心理的ケア、治療的ケア等の必要な支援が組み込まれている</li> </ul>	○
48-3	<p>障害を有する子どもの受入にあたり、他の子どもに対する障害への理解を深めるなどの取組みがなされているか</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 障害への理解を深めるための取組みがなされている</li> <li>✓ 障害の有無に関係なく、互いを尊重しあう人間関係づくりの工夫などが行われている</li> </ul>	○
<p><u>その他工夫している点</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一時保護所は一時保護が必要な子どもを全て受け入れる対応をしている。そのため障害のある児童の受入可否の判断基準は存在しないが、個別に受け入れ可能か判断している。</li> <li>・受け入れをした場合には、日々の生活の様子等を行動記録表に整備をしている。</li> <li>・支援をしていく体制や、居室等の環境は整っているが、障害のある児童の受入に関する明文化されたものはなく、整備が望まれる。</li> </ul>		

[No.49] の評価 (s,a,b,c)		a
判断基準 (✓ 評価の視点・ポイント)		評価 (○,△,×)
49-1	<p>受入を行った場合に、必要な支援が行える環境・体制があるか</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 子どもの健康の状況等について、早期かつ的確な評価が行われており、一時保護期間中の支援上の配慮等の方針が検討されている</li> <li>✓ 定期的な注射等の医療行為など、日常生活における必要な支援や対応が行える体制がある</li> <li>✓ 職員間での情報共有や観察・管理を徹底するための取組みが行われている</li> <li>✓ 子どもの健康状況に応じ、想定される緊急時の対応が明確になっており、職員間で共有されている</li> <li>✓ 受入可否の判断基準と対応が明確になっている</li> </ul>	○
49-2	<p>受入を行った場合には、対応方針に応じたケアが行われているか</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 心理的ケアを行う等により、安定した生活を送れるよう配慮している</li> <li>✓ 保護期間中、必要な子どもには十分な医学的アドバイスを受けている</li> <li>✓ 保護期間中、必要な子どもに治療的なケアを行っている</li> <li>✓ 個別の日課や支援計画に、日常的な服薬管理、ホルモン剤やインシュリンなどの定期的な注射や吸入などの対応や、定期的な通院、心理的ケア、治療的ケア等の必要な支援が組み込まれている</li> <li>✓ 個別の日課や支援計画に、日常生活において留意すべき疾病やその対応方法等が明記されている (エピペンが処方されている等の重度のアレルギー、血友病、日光禁止の疾病など)</li> </ul>	○
49-3	<p>服薬管理や医療行為は適切に行われているか</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 飲み忘れや誤薬等が発生しないような工夫が行われている</li> <li>✓ 必要な医療行為が適切に行われるよう、職員配置や対応に関する職員研修等の実施などの体制確保を行っている</li> </ul>	○
<p><u>その他工夫している点</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一時保護所業務手引きに「健康管理」が明文化されている。</li> <li>・日常的な健康管理について明記が成されており、朝・夕の検温、身体状態の観察、排便表の活用、服薬確認チェック表などを活用し、健康上配慮が必要な子どもへの支援体制が整っている。特に服薬については、担当職員が服薬ボードで管理し、1週間分の服薬をセットし、前日の職員による服薬票の作成、毎日の服薬は服薬確認チェック表で飲み忘れがないようにダブルチェックをおこなっている。</li> <li>・「児童相談システム」により一時保護開始時の、インテーク時チェックシート、一時保護児童行動観察記録などが迅速に関係職員と情報共有ができています。また連絡帳や朝会などで常に子どもの健康状態等の情報共有ができる仕組みとなっている。</li> </ul>		

[No.50] の評価 (s,a,b,c)		a
判断基準 (✓ 評価の視点・ポイント)		評価 (○,△,×)
50-1	無断外出があった場合の対応は明確になっているか	○
<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 無断外出があった場合の対応は明確になっている</li> <li>✓ 無断外出があった場合には、職員自ら子どもの発見・保護に努めている</li> <li>✓ 無断外出があった場合には、保護者その他関係者に連絡している</li> <li>✓ 無断外出があった場合には、必要に応じ、警察署に連絡して、発見・保護を依頼している</li> <li>✓ 無断外出した子どもが、他の都道府県等の児童相談所等に一時保護された場合の移送あるいは引き取りについて、子どもの福祉を十分に勘案して決定している</li> </ul>		
50-2	無断外出の未然防止に努めているか	○
<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 無断外出の可能性のある子どもの把握が行えている</li> <li>✓ 保護所の構造上、無断外出の可能性のある場所について、管理体制を強化するなどの工夫を行っている</li> </ul>		
<p><u>その他工夫している点</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一時保護所業務手引きに「緊急時の対応」があり、無断外出への対応が明文化されている。</li> <li>無断外出児童対応マニュアルが整備されており、無断外出が発生した場合の対応法が周知されている。</li> <li>・子どもは一時保護所内では履物は履かずに過ごしてもらう。また無断外出が心配される場合には、下駄箱及びサンダル・衣類などの確認を行う、夜間巡視を頻繁に行う、所外活動・体育室活動・外遊び時に児童把握に留意をする等の対応法が示され、実施されている。</li> <li>・無断外出の予防のため、窓からの外出ができないように補強したり、予想される箇所には光センサーを整備している。</li> <li>・無断外出の頻度が高い時間帯が示され、支援に活かされている。</li> </ul>		

[No.51] の評価 (s,a,b,c)		a
判断基準 (✓ 評価の視点・ポイント)		評価 (○,△,×)
51-1	火災等の非常災害に備え、具体的な避難計画を作成しているか	○
	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 具体的な避難計画が作成されている</li> <li>✓ 避難計画は、少人数勤務となる夜間について、他の職員の協力を求める体制を整える等の配慮が行われている</li> <li>✓ 防災カーテンの設置など、設備上の火災等の発生防止を行っている</li> <li>✓ 避難動線が確保されており、非常口が塞がれていない</li> <li>✓ 消火器及び消火栓が稼動することが確認できている</li> </ul>	
51-2	避難訓練を毎月 1 回以上実施しているか	○
	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 避難計画に基づく避難訓練が実施されている</li> </ul>	
51-3	日頃から、消防署、警察署、病院等の関係機関との連携に努め、緊急事態発生時に迅速、適切な協力が得られるように努めているか	○
	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 緊急事態発生時に連携が必要であると想定される関係機関の連絡先が明示されている</li> <li>✓ 緊急事態発生時の関係機関との連携について、その具体的な方法、手順等が明確になっている</li> </ul>	
<p><u>その他工夫している点</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一時保護所業務手引きに「災害時における一時保護所緊急避難計画」が整備されている。</li> <li>・災害時における一時保護所緊急避難計画に基づき、職員の習熟を目的として、毎月1回避難訓練を実施している。</li> <li>・事業計画内に年度内の避難訓練が計画され、避難訓練の実施及び避難訓練実施報告書が整備されている。</li> <li>・敷地内及び館内は消防設備（スプリンクラー・消火器の設置、非常通報装置・排煙窓・防災カーテンの使用等）が整備されている。</li> <li>・避難順路を視覚化している。</li> <li>・避難訓練時には消防署員にも立ち会ってもらっている。</li> <li>・避難訓練は火災だけでなく、地震又は風水害などの自然災害も想定した訓練も実施している。また災害発生場所や内容は毎回変更して訓練を実施している。</li> </ul>		

[No.52] の評価 (s,a,b,c)		S
判断基準 (✓ 評価の視点・ポイント)		評価 (○,△,×)
52-1	感染症の発生を防ぐための対策が講じられているか	○
	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 一時保護開始時に、子どもの感染症の有無や可能性を把握している</li> <li>✓ 子どもが感染症を有している場合又は有する可能性がある場合には、他の子どもから隔離する、必要な治療を行うなどの対応が行えている</li> <li>✓ ノロウイルスやインフルエンザなど、季節的な流行のある感染症について、その発生を防止するための取組みが行われている</li> </ul>	
52-2	感染症が発生した場合の対応が明確になっているか	○
	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 感染症発生時について、マニュアル等によりその対応が明確になっている</li> <li>✓ 感染症が発生した場合に発症した子どもを隔離するための静養室などの設備がある</li> <li>✓ 季節や症状等から予測して適切な対応が行えるよう、必要な消毒剤等が準備されている (ノロウイルス発生時のための次亜塩素酸ナトリウムなど)</li> </ul>	
<p><u>その他工夫している点</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一時保護所業務手引きに「健康管理」が明文化され、感染予防について明記されている。</li> <li>・日常的なうがい・手洗いの励行、早期の受診をして感染拡大を防ぐ等、対応法が明確となっていて、支援に活かされている。</li> <li>・新型コロナ対応の一時保護児童の受け入れについての手順書が整備されており、児童相談所と一時保護所の職員に周知徹底されている。陽性の場合、トイレのある居室または静養室で隔離し、個別支援を行なっている。</li> </ul>		

[No.53] の評価 (s,a,b,c)		a
判断基準 (✓ 評価の視点・ポイント)		評価 (○,△,×)
53-1	マニュアル等が作成され、職員全体で共有や確認できる体制があるか	○
	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 養育・支援全般にわたって定められたマニュアルがある</li> <li>・基本的な相談援助に関する事項</li> <li>・養育・支援実施時の留意点</li> <li>・子どものプライバシーへの配慮</li> <li>・設備等の一時保護所の環境に応じた業務手順</li> <li>✓ リスク管理に関して定めたマニュアルがある</li> <li>・想定されるリスク</li> <li>・未然防止策と発生時の対応</li> <li>✓ 各マニュアルの目的に応じて活用されている (マニュアルの内容に関する研修の実施、職員の執務スペースなどへの設置等)</li> </ul>	
53-2	マニュアル等の内容の実効性を高めるための取組が行われているか	○
	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ マニュアルの内容に関する研修が実施されている</li> <li>✓ 職員の執務スペースなど、必要な時にいつでも職員が確認できるように工夫されている</li> <li>✓ その他、各マニュアルの目的に応じた活用の工夫がある</li> </ul>	
53-3	マニュアル等の内容に基づき、実施されていることを確認する仕組みがあるか	○
	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 定期的にチェックを行う仕組みがある</li> <li>✓ S Vによる確認が行われている</li> <li>✓ マニュアル等に基づくケア等が行われている (マニュアルが形骸化していない)</li> </ul>	
53-4	マニュアル等の内容について見直し等が行われているか	○
	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 必要に応じて、マニュアル等の見直しが行われている</li> <li>✓ 定期的に見直しを行う仕組みがある</li> <li>✓ マニュアル等の見直しにあたり、ボトムアップの仕組みがある (担当者が定められている、職員の意見を反映する仕組みなど)</li> </ul>	
<u>その他工夫している点</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一時保護所業務手引きが整備され、すぐに閲覧できるように設置されている。</li> <li>・一時保護所業務手引きは要領編・支援計画編に整備され、支援の概要及び詳細が明確化されている。</li> <li>・養育・支援全般、リスク管理など、細目ごとに分かりやすく整備されている。</li> <li>・新任職員に配布の上、研修等で内容を伝えている。改定があった際には全職員へ配布の上、説明を実施している。</li> <li>・内容等については、係長会議・係会議・一時保護所運営委員会などで検討する体制となっている。</li> </ul>		

[No.54] の評価 (s,a,b,c)		a
判断基準 (✓ 評価の視点・ポイント)		評価 (○,△,×)
54-1	自己評価が定期的に行われているか ✓ 自己評価を定期的実施している	○
54-2	外部評価の仕組みがあり、定期的に行われているか ✓ 外部評価を定期的に受けている	○
54-3	自己評価や外部評価の結果を踏まえた質の向上のための取組が行われているか ✓ 評価結果や苦情相談内容を、質の向上のための取組みにつなげていく仕組みがある ✓ 評価結果及び苦情相談内容に基づく質の向上を行った実績がある	○
54-4	職員間での共有や職員一体となった取組が行われるようになっているか ✓ PDCA のサイクルを恒常的に実施する仕組みがある ✓ PDCA サイクルに基づく、質の向上を行った実績がある ✓ PDCA サイクルに全職員が参画するなど、組織的な取組みとするための工夫が行われている	○
<u>その他工夫している点</u> ・定期的に毎月 1 回、各職員が児童権利擁護自己評価シートで振り返りを行っている。 ・日々の支援実践について、朝会報告・ミーティング・係会議・個別支援会議などの各会議、また児童相談所との一時保護所運営委員会などを通して、業務の振り返りを行い、支援内容等の検証を行っている。 ・一時保護所連絡帳を活用し、交替制職場における情報の共有化を図り、統一した対応に繋げていくシステムがある。 ・職員間の情報共有については、2023年度より児童相談システムが導入され、速やかにおこなえるようになっている。		

[No.55] の評価 (s,a,b,c)		a
判断基準		評価
55-1	一時保護を行うにあたり、子どもの家庭の状況、心身の状況、性格、成長・発達等の状況を十分に把握できているか	○
	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 可能な限り、子どもや家庭の状況に関する情報を把握するための取組みが行われている</li> <li>✓ 必要に応じて、子どもに直接聞き、情報の把握・確認を行っている</li> <li>✓ 保護開始時に必要な情報が得られていない場合には、保護開始後にも関係機関等との連携により、迅速な情報収集に努めている</li> </ul>	
55-2	集団生活をさせても問題がないかの確認が行えているか	○
	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 集団生活に関する子どもの健康状態等についての確認を行っている（アレルギーの有無、ワクチンの接種状況、感染症等の有無など）</li> <li>✓ 保護者等からの聞き取りだけでは判断できない場合、健康診断を受けさせるなどの必要な対応を行っている</li> </ul>	
<p><u>その他工夫している点</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一時保護業務手引きに「入退所時の対応」「入所児童チェックシート」「インテーク時チェックシート」等が整備されており、2023年度から児童相談システムの導入により、情報の把握が詳細にできるようになった。</li> <li>・一時保護開始時に、子どもと直接面談を行い、生活上必要な情報等を本人から聞き取り、各シート等に記録を整備することで、子ども個々人に合う支援が実施されるような体制が整っている。</li> <li>・アレルギーの有無、受診歴や既往歴、内服薬などが確認できる内容となっており、必要時には医療機関が受診できる体制となっている。特にアレルギーの有無については、食育に関係する為、すぐに把握ができるように整備されている。</li> </ul>		



[No.56] の評価 (s,a,b,c)		a
判断基準 (✓ 評価の視点・ポイント)		評価 (○,△,×)
56-1	チームで情報共有しながらアセスメントが行われているか	○
	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 関係機関との総合的なアセスメントが行われている</li> <li>✓ 保護開始時に十分なアセスメントができていない場合には、保護開始後に迅速にアセスメントが行われている</li> </ul>	
56-2	総合的なアセスメントに基づく個別援助指針（援助方針）が策定されているか	○
	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 総合的なアセスメントに基づく援助指針が策定されている</li> <li>✓ 虐待の影響による症状が出ている場合には、生活の中での治療を第一選択としている</li> <li>✓ 子どもの状況及び支援指針を各職員が把握できている</li> </ul>	
<p><u>その他工夫している点</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一時保護児童個別支援実施フローチャートに従い、児童相談所の児童福祉司・児童心理司、保健師・看護師等と連携し、一時保護開始時にアセスメントを実施し、子どもの援助方針を作成している。</li> <li>・日々の生活への支援を通し、行動記録票に記録を取り、係会議等で支援の内容を話し合い、その後の支援に繋げる体制が整っている。</li> <li>・暴力や器物損壊、無断外出、性的問題行動や著しいルール違反等があった場合には、個別対応児童マニュアルに従い、個別対応実施計画を作成の上、個別支援を実施する体制も整っている。</li> </ul>		

<div style="text-align: center;">[No.57] の評価 (s,a,b,c)</div> <div style="text-align: center;">判断基準 (✓ 評価の視点・ポイント)</div>	<div style="text-align: center;">a</div> <div style="text-align: center;">評価 (○,△,×)</div>
57-1 個別援助指針（援助方針）に基づく個別ケアを大前提とした子どもの養育・支援が行われているか <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 子ども一人ひとりの援助指針に沿ったケアが行われている</li> <li>✓ 子どもに関する面会、電話、手紙等への対応は、個別援助指針（援助方針）に沿って行われている</li> <li>✓ 援助指針は子どもの状況に応じた個別ケアが大前提となっている</li> <li>✓ 個別対応が必要な場合には、個別対応プログラムを作成している</li> <li>✓ 集団生活を送る上でのルールについて、子どものそれぞれの事情に配慮した対応を行っている</li> </ul>	○
<p><u>その他工夫している点</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一時保護所業務手引きに「一時保護中の子どもに対する支援方針について」が明文化されており、子どもの状況に応じた適切な支援を確保し、子どもにとっての一時保護の意味を十分に考慮した、子どもに安心感をもたらすような十分な共感的対応を基本とした支援方針を策定している。</li> <li>・子どもの安全を確保して安心感を与えるケアの実践が求められていること、そのための十分なアセスメントや児童観察記録票の整備を図ることが明記され、実践されている。</li> <li>・個別対応が必要な場合には、個別対応実施計画が作成されることとなっている。</li> <li>・個別援助指針に基づく個別ケアを前提とした子どもの養育・支援が実施されるシステムとなっている。</li> <li>・チームとして個別支援をおこなっているため、職員の得手不得手な部分もしっかりとカバーできる体制ができている。</li> </ul>	

[No.58] の評価 (s,a,b,c)		a
判断基準 (✓ 評価の視点・ポイント)		評価 (○,△,×)
58-1	子どもとの関わりを通じた子どもへのアセスメントを行っているか	○
	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 子どもとの関わりを通じ、子どもの言動・特徴・感情、過去の経験や家族関係を含めた、子どもの理解に努めている</li> <li>✓ 一時保護中に、子どもの持つ家庭像を含めた子どもへのアセスメントを行っている</li> <li>✓ 子どもが問題行動を表出した場合には、トラウマ体験やアタッチメントの問題などとの関連性を吟味している</li> </ul>	
58-2	子どもの変化に応じた支援が行われているか	○
	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 子どもとの関わりの中で把握した子どもの状況や変化に応じた養育・支援を行っている</li> <li>✓ 子どもの状況や変化により、必要に応じて個別援助指針の見直しを行うための仕組みがある</li> </ul>	
58-3	必要のない長期間の保護が行われていないか	○
	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 必要のない長期間の保護とならないよう、定期的なアセスメント、個別援助指針の評価、見直しが行われている</li> <li>✓ 一定期間以上の保護を行っている子どもについては、その理由が明確になっている</li> </ul>	
<p><u>その他工夫している点</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一時保護所業務手引きに、「一時保護所における子どもへのケア・アセスメント」が明文化されている。</li> <li>・個別ケアが原則であり、日々の支援内容や子どもの様子等を保護児童観察記録票に記録をするとともに朝会、ミーティング、係会議等で情報の共有を図っている。2023年度に、児童相談システムの導入により子どもを保護する背景や家族関係など詳細に把握できるようになり、児童福祉司、児童心理司とも情報共有が早くできるようになっている。</li> <li>・一時保護期間が長期化して児童への対応について、共通認識が持てるように、児童福祉司、児童心理司との情報共有、連携をしている。</li> </ul>		

[No.59] の評価 (s,a,b,c)		a
判断基準 (✓ 評価の視点・ポイント)		評価 (○,△,×)
59-1	子どもの全生活場面について行動観察を行っているか ✓ 子どもと定期的に面談等を行っている ✓ 種々の生活場面の中で子どもと関わりながら子どもの状況を把握している ✓ 担当者に限らず、様々な職員の視点から行動観察が行われている	○
59-2	子どもの行動観察の結果を記録しているか ✓ 子どもの日々の様子が記録されている ✓ 客観的事実と所見が区分して書かれている ✓ 子どもに関する記録は、子ども別のノートやファイルに書かれている	○
<u>その他工夫している点</u> ・子どもへの日々の支援において、生活状況等を児童相談システム中の、保護児童観察記録票に速やかに記録するとともに、週1回子どもとの面談を実施している。 ・児童相談システムの記録は、子ども一人ひとり専用データファイルで管理されている。 ・記録は必要に応じて紙媒体での記録ファイルで管理を行っている。		

[No.60] の評価 (s,a,b,c)		a
判断基準 (✓ 評価の視点・ポイント)		評価 (○,△,×)
60-1	職員は、業務引継を適切に行っているか <input checked="" type="checkbox"/> 子どもの状況について、職員が十分に把握できている	○
60-2	観察会議を実施し、子どもの観察結果の検討・とりまとめが適切に行われているか <input checked="" type="checkbox"/> 週 1 回の観察会議を実施している <input checked="" type="checkbox"/> 観察会議では、子どもの行動観察結果及び子どもの意見、そこから考えられる行動の背景、援助方針について確認し、行動診断を行っている <input checked="" type="checkbox"/> 観察会議には、担当の児童福祉司や児童心理司等が参加している <input checked="" type="checkbox"/> 観察する上で、長所（ストレンクス）と短所（課題）の両面を意識している <input checked="" type="checkbox"/> 観察会議を適切かつ効果的に行うための工夫がされている <input checked="" type="checkbox"/> 観察会議の結果が判定会議に提出されている	○
<u>その他工夫している点</u> ・朝会、ミーティング、係会議での情報共有を実施している。 ・児童行動記録票に支援内容等の記録を整備し、情報共有を図っている。 ・朝会、ミーティングは毎日実施、係会議は週 2 回火曜日と金曜日を実施し、業務引継・子どもの観察結果の検討やとりまとめを実施している。 ・週 1 回火曜日に受理・判定・援助方針会議を実施し、子どもの援助方針等について児童相談所と検討・意見交換をする機会を設けている。 ・個別に支援が必要な場合には、随時個別支援会議を実施している。 ・業務内容等について、各児童相談所相互の意見調整を行うため、必要に応じて他の児童相談所との間で一時保護所運営委員会を随時開催している。 ・日々の引継等は、ネットワーク上の「一時保護所連絡帳」を活用し、情報の共有を図る等、常に子どもの支援に関する細やかな引継・連携・調整等を図るシステムがあり、支援に活かされている。2023年度からは、児童相談システムの導入により、迅速に情報共有ができるようになっている。		

[No.61] の評価 (s,a,b,c)		a
判断基準 (✓ 評価の視点・ポイント)		評価 (○,△,×)
61-1	子どもや保護者の状況等に応じた必要な支援が行われているか	○
	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 一時保護を行うにあたり、必要となる可能性のある支援が明確になっている</li> <li>✓ 必要となる可能性のある支援について、その対応や留意点等が明確になっている</li> <li>✓ 健康診断等の受診が必要な場合、受診させている</li> <li>✓ 子どもや保護者に対する説明等において、必要な支援を行っている</li> <li>✓ その他、必要と思われる支援について、関係機関との連携のもと、必要な支援を行っている</li> </ul>	
61-2	日用品、着替え等を持っていない子どもに対しては、個人として所有できる生活に必要なものを支給又は貸与しているか	○
	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 日用品、着替え等をもっていない子どもに対しては、個人として所有できる生活に必要なものを支給または貸与している</li> <li>✓ 支給または貸与は、初日に行えるよう準備されている</li> </ul>	
<p><u>その他工夫している点</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・必要となる可能性のある支援内容については、「一時保護所業務手引き」により明確となっており、一時保護所職員全員に配布・共有されている。</li> <li>・「一時保護所業務手引き」には、支援方針、学習支援、生活面のケア、心理面のケアなど多岐にわたる個別ケアの方針が記載されており、子どもが安全で、安心して生活できる体制を全職員が実施している。</li> <li>・入所時には、「子どもの権利ノート」が子どもに配布され、職員から細かく説明がおこなわれる他、幼児には文字や絵を利用して説明するなど必要な支援をおこなっている。</li> </ul> <p>日用品、着替えなどを持っていない子どもには、必要に応じて、支給または貸与している。</p>		

[No.62] の評価 (s,a,b,c)		a
判断基準 (✓ 評価の視点・ポイント)		評価 (○,△,×)
62-1	子どもにとって心理的に大切な物については、一時保護期間中に子どもが所持できるよう配慮しているか	○
	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 子どもの福祉を損なう恐れのあるもの以外は、可能な限り子どもが所持できるよう配慮されている</li> <li>✓ 子どもの状況や子どもからの聞き取り等により、子どもにとって心理的に大切なものが何かを確認している</li> </ul>	
62-2	一時保護期間中、子どもが所持する物については、記名しておく等子どもの退所時に紛失していないよう配慮しているか	○
	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 子どもの所持する物について、一時保護期間中のルールについて、丁寧に説明している</li> <li>✓ 所持品簿を作成している</li> <li>✓ 現金等の貴重品が適切に管理されている</li> </ul>	
62-3	子どもが所持すべきではないもの、明らかに子どもの所持物でないものがあつた場合には、適切に保管もしくは返還等が行われているか	○
	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 必要に応じて、保護者等に返還している</li> <li>✓ 違法なものを所持していた場合は、速やかに警察に連絡をしている</li> </ul>	
<u>その他工夫している点</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一時保護所では、開始時に「子どもの権利ノート」を活用し、持ち物に関する説明をおこなっている。</li> <li>・子どもの希望を聞き、心理的に必要な持ち物は、例外的に所持を認めている。</li> <li>・預かり品や金銭は、「所持物品等保管台帳」に記入・署名のうえ、現金は金庫、その他の物品等はタグに記名のうえ、一時保護所で保管し、解除時に返却している。幼児は児童福祉司に記入・署名を依頼している。</li> </ul>		

[No.63] の評価 (s,a,b,c)		a
判断基準 (✓ 評価の視点・ポイント)		評価 (○,△,×)
63-1	一時保護の継続判断を行うために、必要な情報の提供をしているか	○
	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 一時保護の継続判断を行うために情報提供すべき内容が明確になっており、その内容が的確である</li> <li>✓ 情報提供は適切なタイミングで行われている</li> </ul>	
63-2	一時保護中に得られた子どもに関する情報を適切に引き継いでいるか	○
	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 成育歴、強み・長所、継続的に取り組むべき事項等について、一時保護中に得られた子どもに関する情報について、施設職員や里親等に情報提供している</li> <li>✓ その他、保護解除後にも継続的な支援を行うために情報提供すべき内容が明確になっており、その内容が的確である</li> <li>✓ 施設職員や里親への情報提供は、適切なタイミングで行われている</li> <li>✓ 保護所の職員から施設職員や里親に引継ぎやカンファレンスが適切に行われている</li> <li>✓ 情報提供すべき内容が的確に伝わるよう、情報提供の方法などを工夫している</li> </ul>	
<p><u>その他工夫している点</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入退所の対応は、「一時保護所業務手引き」に詳細に規定されており、児童福祉司との申し合わせ事項が明記されている。</li> <li>・児童相談システムの導入により、保護児童観察記録の情報について、児童相談所の児童福祉司、児童心理司との共有が迅速になった。</li> <li>・一時保護解除時には、援助方針とともに、「児童観察記録票」「健康診断結果」「検便検査結果」を担当児童福祉司に渡しており、児童相談所より施設担当者へ、里親支援担当・里親委託等推進委員より里親に情報共有される仕組みとなっている。</li> </ul>		



[No.64] の評価 (s,a,b,c)		a
判断基準 (✓ 評価の視点・ポイント)		評価 (○,△,×)
64-1	子どもの所有物は、一時保護解除時に返還しているか <input checked="" type="checkbox"/> 所持物の返還時には、受領証を徴している	○
64-2	子ども以外の者への返還は、適切に行われているか <input checked="" type="checkbox"/> 子どもが所持することが子どもの福祉を損なうおそれのある物は、保護者等に返還している <input checked="" type="checkbox"/> 子ども以外の者が返還請求権を有することが明らかな保管物は、その権利者に返還している <input checked="" type="checkbox"/> 触法事件に関する物の権利者への返還にあたっては、警察と協議の上、返還を決定している <input checked="" type="checkbox"/> 権利者への返還にあたっては、権利を有しているかについて、各種資料に基づき慎重に行っている <input checked="" type="checkbox"/> 一時保護中の子どもの死亡等の場合において遺留物がある場合には、保護者等の遺留物受領人に交付している	○
<u>その他工夫している点</u> ・「一時保護所業務手引き」に入退所持の対応・入退所持の取り扱い規定が明記されており、職員に周知・徹底されている。 ・一時保護開始時に、預かった所持品及び現金は、退所時に複数の職員で「児童の所持物品保管台帳」をチェックし、保管されていたバッグ等に詰める。本人が全ての所持品を確認した後、「児童の所持物品保管台帳」に受領のサインをもらい、幼児等は職員が代筆し、空白欄に対応した職員がサインする事を徹底している。 ・触法事件に関する児童の所持品に関しては、不要なものは入所時に警察、随行者に返却する取り決めとなっており、「児童の所持物品保管台帳」を基に一時保護職員と担当児童福祉司で確認し、必ず児童に確認後返却、サインをもらう取り決めとなっている。		